

九月八日（月曜日）

出席議員

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
のぐち	吉村	松平	宮野	ほかり	依田	高山	石沢	千田	浅川	豪一	山田	宮本	田中	沢田	小林	宮崎
けんたろう	美紀	雄一郎	ゆみこ	吉紀	かずひろ	のりゆき	恵美子	のぼる	ひろこ	伸一	香澄	けいじ	れい子	こうき		

十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十番	三十一番	三十二番	三十三番
-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------

たかはま	金子	市村	田中	名取	白石	松丸	岡崎	上田	品田	浅田	海津	高山	山本	板倉	関川
なおき	てるよし	やすとし	としかね	顕一	英行	昌史	義顕	ゆきこ	ひでこ	保雄	敦子	泰三	一仁	美千代	けさ子

欠席議員
なし

三十四番

出席説明員

区 長	成 澤	廣 修	子ども家庭部長	多 田	栄 一郎
副 区 長	佐 藤	正 子	児童相談所長	栗 山	
副 区 長	加 藤	裕 一	保健衛生部長	矢 内	真 理 子
教 育 長	丹 羽	恵 玲 奈	兼文京保健所長	鵜 沼	秀 之
企画政策部長	新 名	幸 男	都市計画部長	小 鵜	光 幸
総 務 部 長	竹 田	弘 一	土 木 部 長	木 小	光 伸
防災危機管理室長	榎 戸	研 一	資源環境部長	永 幡	直 樹
区 民 部 長	高 橋	征 博	施設管理部長	松 永	雄 清
アカデミー推進部長	長 塚	隆 史	会計管理部長事務取扱	宇 民	
福祉部部長	鈴 木	裕 佳	教育推進部長	吉 田	雄 大
兼福祉事務所長	矢 島	孝 幸	監査事務局長	渡 邊	了 大
地域包括ケア推進担当部長					

事務局職員

事務局 長	佐 久 間 康 一	議事調査主査	菅 波 節 子
議事調査主査	杉 山 大 樹	議事調査担当	阿 部 隆 也
議事調査主査	小 松 崎 哲 生	議事調査担当	眞 鍋 由 起 子
議事調査主査	糸 日 谷 友	議事調査担当	平 尾 和 香

議事日程

日 程 第 一 一般質問について

午後二時開議

○議長（市村やすとし）

ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（市村やすとし）

す。

まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

六 番 依 田 翼 議員
二十二番 名 取 顕 一 議員
を指名いたします。

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

〔白石英行議員「議長、二十三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十三番白石英行議員。

〔白石英行議員登壇〕

○白石英行議員 自由民主党文京区議会の白石英行です。

本年六月二十四日に議長職を退任し、本会議場で御挨拶をさせていただきました。

改めて、二〇二三年改選以来、コロナ禍からの全ての再生を掲げ、行動を共にしていただいた、本日は傍聴席に金沢市議会議員もいらつしゃいますが、全ての皆さんに感謝を申し上げます。

一九四七年文京区政誕生以来、七十八年の長き歴史の中で、人口や財政の増減を乗り越え、文化と歴史を保持し、安心・安全を構築し、住んで、育てて、学んで、働いて、遊ぶ環境があつて、現在二十四万人都市へ成長を続けています。

今後も、時代ニーズを捉えながら国や都と連携して取り組み、テクノロジーや多文化の共生社会を作り、持続可能で魅力あふれる先進自治体として発展するために、今後も一議員として、今までどおり、ローコストハイパフォーマンスを視野に、多くの政策展開を区に求め自由民主党文京区議会を代表して質問させていただきます。成澤区長、丹羽教育長、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

初めに、いまだなお続いている酷暑への対応がいかだったか、お

聞きします。

気象庁は、本年五月三十一日時点で、今年の夏は猛暑、昨年ほどなくても暑さのレベルはかつての夏とは違うと発表し、暑熱順化を呼び掛けておりました。

都は、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック時より始めたマイボトル給水機を九百か所に設置し、今年は旧式エアコンの買換え助成を始め、八月には、東京都議会自由民主党から、救急搬送の多い高齢者及び障害者に対し、東京ゼロミッションポイントの上乗せ要望が実現し、そして、テレビではいまだなお熱中症予防を働き掛ける日々が続いています。

本区において、ぶんきよう涼み処、マイボトル給水機、日傘利用などを展開し、区民に呼び掛けをしていただいたことに感謝を申し上げます。

まず、これらの運用状況をどのように評価し、今後、文部科学省、気象庁が策定した日本の気候変動二〇二五に対応されるのか、お伺いします。

また、八月の日差しは、夏休み子どもたちが遊びたい公園の施設を高温化し、保護者や友達たちと元気に走り回る光景は少なくなつてしまったと実感しています。来年度の対策の一つとして、夏の子どもの居場所対応を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。そして、夜間利用として、公園での花火を文京区では容認していることとは思いますが、一定のルールを設けて掲示するなど、誰もが分かりやすい広報をお願いしたいと思います。お考えをお伺いします。

また、線状降水帯が各地で起こり、本区と協定締結都市である玉名市や上天草市で記録的な豪雨災害に見舞われました。一刻も早い復興を願うとともに、能登半島地震の迅速な対応と同じくして、支援を八

月末に決定されました。

被災地を支援するには長い時間が必要となります。段階的な支援体制はどのように構築されているのか、お伺いいたします。

それでは、令和七年度予算についてお伺いしてまいります。

本年度は、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に向け、枠配分方式を改良し、全額配分として、各部署の主體的・自律的な予算編成に取り組んでおられます。この取組により、効率的で効果的な質の高い行政サービスが展開されるとともに、これまで以上に文京区らしさが発揮されるものと期待を寄せています。

そこで、今般実施した予算編成手法については、どのような評価をされているのでしょうか。また、来年度予算編成に向けてはどのように更なる改善を図っていくのか、お伺いします。

その上で、今までも議論されてきた、職員の管理職選考の意欲醸成の状況はいかがでしょうか。

区民サービスを向上させるには、AIなどのICT活用は補助的な要素であり、魅力ある文京区を構築するには、職員の方々の文京区に対する愛着心、いわゆるエンゲージメントがなくては成立するものではありません。

組織的に職場環境を高めていくことには大賛成でありますので、カスタマーハラスメント対策や、今年夏に、総務省では自腹で名刺を製作していた実態を公費に変更する実態もありましたが、文京区も、働きやすいように環境を改善して、街中で活躍する地域活動センターとともに姿が見えることを期待しています。

その結果、必要な人材が確保され、事がなし得ると考えますが、現在の人材確保状況についての課題があるのかも伺いいたします。

東京は都市一極集中と呼ばれる中、全国知事会では財源確保に向け

た議論がなされています。この一極集中の議論は、それぞれの自治体が市民のために財源確保のため、様々な形で要望活動が行われており、東京の財源は、法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税などの不合理な税制改正を解決できていないまま、地方創生、文京創生の推進を進めていかなければならないことに不安視している中、今般、利子割税も是正対象とされています。

これらの見通し、解消について、どう行動を起こしていくのかも伺いいたします。

あわせて、二十三区で共同運営している東京二十三区清掃一部事務組合において、清掃工場維持に伴う改修等に伴う費用が、平成二十八年以降、組合債が増加する一方で財政調整基金は減少し、大きな差を生んでいることを議長会で指摘させていただいておりますが、これによる区民負担が生じた場合には、余りに場当たり的と批判を受けることとなります。

更なる資源活用やリチウム電池の回収などで事故防止に取り組むなど、無駄のない運営に取り組む必要があると考えますが、お考えをお伺いいたします。

そして、この間の国の大きな動きでは、専門職員強化による住民サービスの提供体制の充実、少子高齢化への対応、広域的なまちづくり、適正な職員配置、公共施設の統廃合による行財政の効率化などを目的とした、まずは昭和の町村合併促進法により、市町村が約一万から約四千に再編、平成には、市町村の合併の特例に関する法律改正により、市町村が約三千二百から約千七百に再編、令和に入り、今年、総務大臣答弁では、今世紀末の人口推移は半減することから、自治体数は三百から四百の市で、国が直結して交渉できるシステムの必要性を答弁するなど、令和の大合併を予測する発言もなされ、本区においても重

視していかなければならない共通課題と捉えています。

これらの背景の下、本区の令和七年予算を見てみると、千四百七十億円の一般財源のうち、特別区税構成比二九・五％、九・九％の伸び、特別区交付金構成比一八・八％、二〇・四％の伸び、財政調整基金繰入金構成比五・二％、一一・八％の減、特定財源の特定目的基金繰入金構成比七・七％、二五・二％の伸びとなっており、今後の本区のかじ取りをしていく上で大事な点について、幾つかお聞きしていきたいと思っています。

まず初めに、経済状況を鑑み、本区を支えている各団体への補助金、助成金については、物価スライドに応じた応援ができているのか、初めにお伺いします。

昨年度策定した総合戦略では、本区の人口は高齢者人口が増加する中、令和二十年をピークに人口減少、令和十五年には生産人口が減少すると独自推計されました。

さきに述べた国策などを鑑みると、もっと早い時期に減少が訪れることも予想されますが、本計画は令和九年までですので、次期計画で修正されて正確度を上げていきますが、その間の対応が必要だと思えます。

現在、学校改修のため、東邦音楽大学などの土地購入を始めとして、老朽化による施設の新築や改築（湯島総合センター、第二b・l・a・b、柳町小学校、小日向台町小学校、千駄木小学校など）や、大規模改修（本駒込図書館や男女平等センター、特別養護老人ホーム文京白山の郷など）が予定されています。

また、各計画的に必要とされる特別養護老人ホームの設置や新たな区民ニーズの対応が進んでおり、新たに用地・施設マネジメント担当課長が設置される中、今般の経済状況が相まって、建材費、人件費が

高騰する中で、多額の財源確保の見通しが必要であり、中野区、目黒区では見直しを行っているのは御承知のとおりです。

スピード感を持って実施することは区民サービス上必要なことですが、これらを着実に進めていくためには、公共施設等総合管理計画などを中心とした中長期の計画的な運営が必要です。これらの検討状況はいかがか、お伺いします。

その一方で、用地取得は、不動産鑑定士の鑑定額では地権者との交渉が成立できない状況が特別区共通の課題として報道されています。

本区においても、各事業において対応いただいておりますが、国・都用地活用を図って十年以上の年月が経過していく中で、用地も限定的になり、現在では三か所以外は活用できる公有地はありません。

今般の育成室対応では、民間物件を活用し、整備していただいていることには感謝を申し上げますが、一方で、高齢者施設、生活介護事業所等の障害者施設整備が急務となっています。区内では、民間事業者が経営する施設も多くありますが、終了される事例も見られます。

今般、介護付き有料老人ホームアリア文京大塚が終了されており、このような整備された物件を運用することで、介護サービス基盤の充実が早期に図れると考えます。

このような事例を、都や国の助成を受けられるための手法を準備し、スピーディな対応をして活用してはと考えますが、お伺いいたします。このような中で、六月定例議会で報告があった、区立学校改築期間の代用地として東邦音楽大学文京キャンパスを取得した区長のリーダーシップはすばらしいと思います。

本敷地は、春日通りに面し、不忍通りが隣道で、都営バス運行ルートがあり、東京メトロ丸ノ内線駅から徒歩三分、区立大塚公園に隣接するなど、一九三九年以降、学校運営されてきたゆえの環境があり、

将来的には様々な行政課題に活用できると期待しています。

改めて、一般の土地取得の意義について、区としてのお考えを確認させていただきます。

その反面で、今まで区立小・中学校の改築には、学校敷地内で仮校舎を設置しながら行う自校方式を採っており、学びの環境を最大限保持することは無論、柳町小学校では工事現場を活用した教育も行い、児童たちに安心と学びを提供しています。

また、学校の役割には、子どもたちの学びを支える地域の活動拠点や防災拠点として、現在、各校に地域学校協働本部を設置して、子どもたちの成長を支えています。

一般の学校敷地外での仮校舎の設置では、これらをどのように運営し提供していくのか、現時点でのお考えをお伺いしたいと思います。

次に、目白台運動公園についてお伺いします。

煙山政時に、災害時の復興公園として二〇〇六年に取得した元国家公務員共済組合グラウンドは、仮設住宅を建てることもできる公園として、現在も当初に整備したテントが多数保管されています。また、文京区初の、小規模ですがドッグランも新設し、多くの方々に憩いとスポーツの場を提供しています。

厳しい財政運営の中でしたが、いつ来るかわからない震災に備え、新宿区、豊島区と隣接する高台を確保しなければ文京区に仮設住宅を建てることはできないと語った煙山区長のリーダーシップもすばらしかったと、当時のことを思い出します。

これらがあって、グラウンドには大きな整備は行わず、山林も最小の整備でスタートしたものと思っています。

あれから二十年という時間が経過しました。二〇一七年には、新江戸川公園が肥後細川庭園となり、隣接する関口芭蕉庵、永青文庫、椿

山荘などが相まって、多くの方々に訪問いただき、ひごあかりのライトアップなど地域連携の中で行われ、にぎわいを創出しており、九月にはテレビ局による水抜きも行われたと聞いています。この緑の連続は、神田川沿いに江戸川公園へ続いており、春には桜を愛でる場として、議会からも近年取り上げられています。

そこで、今回は、この目白グラウンドが、区が保有する最大の公園として、テーマを持った公園へ再整備することを提案させていただきます。

時代ニーズを取り入れ、人工芝化、再生エネルギー施設、山林体験ができる遊歩道の強化などを検討していただいて、神田川から高台へ上がるルートとして確実に魅力を構築していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、煙山政で新宿区と豊島区との連携を視野に入れた当該施設が、時間の経過を通して、神田川の整備責任者である東京都建設局の下で、新宿区と豊島区と連携協働して、緑の連続、桜の連続を創設することへ動き出すことを求めますが、お考えをお伺いいたします。

また、このテーマを持ち、整備することで、指定管理者への委託内容も明確になり、安定的な運営を構築するのに最適だと考えています。開園以降、三事業者への指定管理となりました。その管理の難しさが露呈しているように思います。

指定管理者制度は、御存じのとおり、二〇〇三年の地方自治法改正で民間に管理運営をお願いする制度で、各自治体で成功例が紹介されており、本区の図書館行政もそれに当たると見えています。

しかし、当初から、首長、議会への報告義務がなくなり、情報公開も対象外となることで、施設利用者の苦情等に対する自治体の責任が後退するのではないかという懸念があり、本区では、指定管理者評価

マニュアルの中で適宜見直しを行い、評価をされていると認識しています。

現在の政府が進めている賃上げには、二〇一八年の労働条件モニタリングから対応しておりますので、適正な物価スライドも反映されていることと思います。現在の指定管理者制度に課題はないのか、より高水準のサービスを展開するためになし得ることはないのか、お伺いします。

また、今年、葛飾区とバルサアカデミー葛飾校との間に起きた問題について、葛飾区議会では区議会議員協議会を開催し、区が設置する第三者委員会に先んじて、関係各位出席の下、議論がなされておりますが、本区において類似することが起きていないのか、再点検されたのか、お伺いいたします。

次に、防災について何点かお伺いいたします。

災害時におけるトイレ対策は、能登半島地震において、断水、停電、仮設トイレ不足により劣悪な衛生環境を作り、ひいてはプライバシーの欠如によるストレスに見舞われることがクローズアップされました。そこで、昨年夏には、特別区議長会では東京都に対し、トイレトイレラーの配備促進等に関する要望を行い、都内自治体へ配備を促しました。

この議長会の議論は、配備できるところから互いに協力し合い、千四百万人都市へ備えを常にするというものでありました。同時に、都も区も、区民に対し、トイレの備えを促した年でもありました。

そこで、発災直後に必要とされる場所に迅速にトイレを供給するために、運搬体制や、自治体や民間への広域連携に関し、具体的な計画を進めているのかお伺いします。

避難所におけるトイレの設置においては、屋内外でプライバシーが

確保されることが、体力や精神の維持にとっても重要です。弱者が生まれないように、乳幼児を連れて利用する方を含め、全ての人が安心して使えるよう、手すり付きトイレやおむつ交換スペースの設置、抗菌スリッパの備品の整備など、これらの状況についてお伺いします。

また、第三中学校の体育館のように校舎外にあるトイレについて、迅速な改修が必要ですが、避難所等のトイレの洋式化整備状況をお伺いいたします。

このトイレ課題を克服するには、区民の理解と協力がなくてはなし得ることができないものと、様々な災害状況から学んでいることと思います。

そこで、災害時における家庭でのトイレの備置の重要性について、区民への啓発状況は十分でしょうか。地域住民、自主防災組織、民間事業者が連携し、災害時にトイレを供給し合う共助体制の構築は進んでいるのでしょうか。国や都の助成制度を積極的に活用し、区民の安心・安全を守るための投資を行っていただきたいと思います。お伺いをいたします。

次に、こどもの権利条例と若者計画策定についてお伺いします。

八月末に、こどもの権利推進リーダーと文教委員、子ども・子育て特別委員と意見交換があり、子どもたちの持つ無限の能力と感性を感じることができました。私が長年関わっているボーイスカウトのスカウトたちとも重なるころがありました。自ら考え行動し、社会に貢献する自立した社会の構成員として成長していくことの重要性も痛感させていただきました。

ボーイスカウト活動では、野外活動を中心として、年代別のニーズに分け、組・班編制及びバディ形式の中で、自主性、協調性、社会性、リーダーシップ力やたくましさを育んでいます。

今般、区は、こどもの権利条例策定を通じ、子どもたちにどのような自立した社会の一員として成長を期待し、地域や社会へ協調性や社会性を育んでいかれるのか、本条例は、具体的にどのような目的を定めていかれるのか、お伺いします。

また、私たちのボーイスカウトの活動のように、学校教育だけでは得難い野外活動や異世代交流の体験があつて、協調性、リーダーシップ能力、課題解決能力や生きる力を育むことが不可欠だと考えます。

このような多様な経験機会や非認知能力の育成をどのように位置付け、具体的な政策で保障していくのか、お伺いします。

ボーイスカウト活動では、仲間たちと自ら活動テーマを決め、それぞれのチーム内で議論し、決定していく主体的な意見表明の場を通じて活動が進められていきます。本条例の子どもの意見表明権では、どのように区は保障をされていくのでしょうか。

単なるアンケート収集にとどまらず、子どもたちの考えが区政に反映していくプロセスや、それを支える大人の役割について、お考えをお伺いします。

権利は、主張だけではなく、その権利を行使する上での責務や社会の一員としての義務を理解していくことは、健全な市民性を生む上で不可欠なことです。条例において、権利の保障と同時に、自らの行動に責任を持つことや他者を尊重することの重要性はどのようにお考えなのでしょうか。

そして、若者計画を策定するに当たっては、文京区の将来を担う若者たちが、多様な背景を持つ人々と協働し、地域や社会の課題解決に向け、主体的に取り組む力、リーダーシップや社会参画意識をどのように育成していくのでしょうか。具体的なプログラムや若者が企画実行する仕組みについてのお考えについてお伺いします。

さらに、ボーイスカウトの話になりますが、私どもは、野外活動で快適に活動するための手段であるロープワークや計測、応急処置や炊飯などの技能を身に付け、保護者のお仕事を通じた様々な社会的なテーマに触れ合う機会を体験し、成長していくに従い、指導者を追い抜く大きな能力を身に付けていく姿を見ました。

若者計画においては、社会に出た際に直ちに役立つような実践的なスキルを得られるような機会をどのように提供し、若者のライフプラン応援していくのか、お伺いします。

そして、これを運営する若者を対象とした組織を本区は有していませんが、こどもの権利条例や若者計画をどのような組織体制で推進されるのでしょうか。文の京一丁目一番の政策として、積極的な組織体制をお願いいたします。

次に、商店街振興について伺います。

コロナ禍の影響を受けた商店街が再生された実感は、この間のがんばるお店応援キャンペーンや文京区共通PayPayデジタル商品券などの取組で、商店街の会長を務める私も実感させていただいております。

着実に商店街加盟店も増え、商店の協力体制も構築しつつあり、これを裏返せば、消費者である住民の方々の利便性、生活水準の確保、物価高騰に伴う対応などが進められたと捉えることができます。

そこで、昨年度の課題を改善し、PayPayデジタル商品券は、還元されたポイントを本区内だけで利用できるシステムに変更した経緯は理解するところですが、昨年度の利用方法が簡易だったゆえに、今年の利用率がどうなのか不安であります。

先行実施した北区の状況も踏まえ、現在の第一弾として、区内在住者対象の販売状況はいかがでしょうか。また、今回のキャッシュレス

決済が定着していく時代の中で、どのような指針で評価されているのか、また、Pay Pay手数料の負担が上がる中、中長期的な視野での展望についてのお考えをお伺いします。

次に、火葬場対応についてお伺いします。

東京の課題として、昨年八月に、区長会で国に対し、法の趣旨に鑑み、経営主体のいかんにかかわらず、火葬場の経営が営利目的のためにゆがめられることがないよう、本事業の公益目的のとり、永续性・非営利性が確保されるために、火葬業に係る収支の透明性、非営利性が確保されている旨を許可権者へ示す義務があることを法に規定することを求めましたが、その主体である民間事業者が区民葬儀を取りやめることを本年八月に発表され、区長会は、助成制度など二十三区統一制度を創設すると聞いています。

区民葬儀を取り扱う全東京葬業協同組合連合会や特別区の連携はどのように構築していくのでしょうか。また、一九六四年に移管した東京都に対し、抜本的な改革を求める必要性について、お考えをお伺いいたします。

最後に、学校教育についてお伺いいたします。

日頃から児童・生徒に御教授いただいている教職員の皆様には、小学校六年生の子どもを持つ保護者として、この場をお借りして感謝を申し上げます。

学校の働き方改革は、二〇二一年から、教員の勤務時間の適正化から段階的に進められ、二〇二六年から公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正施行で教員処遇改善が図られ、学校運営の効率化も進められています。

教員の確保については、この間、課題になっており、学校運営に大きな労力が発生してきました。

特別区議会では、昨年、東京都に対し、小学校全学年三十五人学級に伴う財政支援のほかに、教員不足解消に資する働き方改革に向けた財政支援、区立小・中学校教職員の人事権移譲について要望させていただき、各区の切実な課題となっています。

本年五月末に発表された東京都公立学校教員採用候補者選考では、応募者数は全体で五・七％の増、応募倍率は昨年度二・六倍から三・一倍で、新卒者が前年比一一・八％、既卒は前年比九八・五％で、八月五日の大学三年生前倒し選考の結果発表では、受験者数三千四百七十五人のうち、選考通過者は二千八百九人、選考通過率は八〇・八％で、前年度より二・二ポイント下降となりました。

その一方で、東京都の新採教員離職率は、令和二年度二・八％、令和三年度四・二％、令和四年度四・四％、令和五年度四・九％、令和六年度五・七％と上昇している現状で、組織的な運営を必要とされる学校において、年代バランスさえ危惧がされます。

文京区の現在の状況において、いかがでしょうか。また、特別区教育長会として、共通の課題としてどのように対応されているのか、お伺いしたいと思います。

そして、本区も部活の地域移行に着手し、生徒たちが大人に守られながら自由闊達な活動ができるよう期待しておりますが、現在の区民との協力体制の進捗状況はいかがか、お伺いします。

最後に、国際バカロレア機構の基調講演を終えて、教員がノウハウを身に付け、授業で活用する協定内容を、本区ではどのように取り組んで評価していくのかお伺いして、質問を終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）

成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 白石議員の御質問にお答えします。

最初に、暑熱対策等に関する御質問にお答えします。

まず、ぶんきょう涼み処についてのお尋ねですが、区有施設四十四か所、区内調剤薬局二十六か所、民間施設六か所と、昨年度より十八か所拡充して設置し、外出時の一時的な熱中症予防として効果があつたものと捉えております。

また、本年度は、ポスター掲示に加え、設置可能な施設にのぼり旗を掲示し、区民から「目に留まりやすい」などといった声を頂いております。

次に、マイボトル用給水機についてのお尋ねですが、本年五月以降、ぶんきょう涼み処である区有施設のうち、二十六か所にマイボトル用給水機を設置しました。七月には約一万千リットルの利用があり、区民の水分補給に寄与するとともに、ペットボトルの削減につながっているものと考えております。

次に、日傘の利用勧奨についてのお尋ねですが、区報や環境啓発イベントなどを通じて、区民に日傘の利用を勧奨してまいりました。このイベントにおけるアンケート調査の結果から、多くの区民に関心を持っていただく機会になったものと捉えております。

次に、日本の気候変動二〇二五への対応についてのお尋ねですが、本報告書においては、今後も平均気温の上昇及び極端な高温の発生頻度の増加などが予測されています。

区としては、引き続き、国や都の情報を収集しながら、本年三月に策定した地球温暖化対策地域推進計画に基づき、自然災害や暑さなど、気候変動の影響に関する対策と、区民等への情報提供や注意喚起を行ってまいります。

地球温暖化対策は、区民一人一人の小さな行動の積み重ねが何より重要です。今後とも、地球温暖化の緩和に向け、区民等に省エネルギー行動の実践を求めるとともに、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を推進してまいります。

次に、夏の子どもの居場所についてのお尋ねですが、暑さ対策として、公園においては、樹木による木陰の創出やミストの設置などに取り組みているところです。

また、夏休み期間中も遊べる子どもの居場所として、区内十六か所の児童館と、全区立小学校でのアクティを実施しております。来年度以降も、引き続き対策を進めてまいります。

次に、公園での花火の利用についてのお尋ねですが、利用ルールについて、ホームページへの掲載に加え、園内でのお知らせ等、より分かりやすい周知に努めてまいります。

次に、大雨災害等の被災地支援についてのお尋ねですが、協定締結自治体からの支援要請を受け、職員派遣や義援金の募集を行っております。

この度の職員派遣に当たっては、被災自治体のニーズに応じた支援体制を整えており、今後も、要請があつた場合には、長期的な視点を持ちながら、必要な支援について検討してまいります。

次に、令和七年度予算に関する御質問にお答えします。

まず、予算編成についてのお尋ねですが、七年度当初予算の編成に当たっては、上限機能を持たない一般財源各部枠を新たに設け、これまで以上に、各部の主体的・自律的な予算編成に取り組んだところであります。

本手法により、各部が現場の視点を重視しながら、創意と工夫によって構築した五十八事業の重点施策を中心に、防災対策の充実・強化

や子どもが健やかに成長できる環境づくり、地域共生社会の実現などを力強く推進する予算が編成されたものと認識しております。

さらに、この取組を推進していくため、本年度から新たに、部の庶務を担当する職員を対象とした予算に関する研修を実施しております。

また、全職員を対象とした特別区財政調整交付金に関するeラーニングを行い、知識の習得及び職員からのアイデアによる財源獲得に向けた取組を進めているところです。

今後とも、各部が財政運営の担い手として、主体的・自律的に予算編成に取り組む体制づくりを進めてまいります。

次に、管理職選考についてのお尋ねですが、近年、三十代の受験者数が増加しており、受験者数については一定確保できている状況です。一方で、経験のある年代の職員や女性職員の受験促進が課題と捉えております。

今後とも、職員に対し、管理職のやりがいや魅力を周知するとともに、ワーク・ライフ・バランスの浸透や、多様な働き方の推進、所属長からの積極的な受験勧奨を行うことで、受験意欲の醸成を図ってまいります。

次に、人材確保についてのお尋ねですが、特別区における職員採用試験の受験者数は近年減少傾向にあり、喫緊の課題であると認識しております。この課題に対し、特別区においては、試験の簡素化やスケジュールの早期化などを実施してきたところです。

また、本区では、職員採用情報サイトの刷新、主に民間企業等が出席する合同説明会への参加など、積極的な採用PR活動を行っております。

これらに加えて、職員のエンゲージメント向上に向け、引き続き研修を実施するとともに、カスタマーハラスメント対策として、組織的

対応を定めたマニュアル策定に向けた検討を進めるなど、働きやすい職場環境の整備に取り組んでおります。

今後とも、人材確保・育成基本方針に基づき、これらの取組を一層推進することで、優秀かつ意欲のある人材の確保に努めてまいります。

次に、不合理な税制改正等についてのお尋ねですが、特別区では、国による不合理な税制改正の影響により、直近十年間で累計約二兆円に迫る貴重な財源が流出しております。

このような中、本年七月、国において道府県民税利子割における税収帰属の適正化に向けた検討がなされており、こうした動きは、これまで以上に特別区財政に大きな影響を与えることが懸念されます。

引き続き、都の動向を注視するとともに、区長会などを通じ、地方税財源の充実・確保及び不合理な税制の是正を国に求めてまいります。

次に、東京二十三区清掃一部事務組合についてのお尋ねですが、議員御指摘のとおり、組合債及び組合債の発行抑制等に活用される特別区分担金は、年々増加しております。

分担金の算定には各区から排出されるごみ量が関係しているため、更なる資源の回収等により、ごみ量の削減を図り、分担金の負担を軽減していく必要があると考えております。

なお、本区では、リチウムイオン電池等の回収やプラスチックの分別回収を実施し、より一層のごみ削減に取り組んでいるところです。

今後とも、ごみ減量に向けた取組を強化していくとともに、適切な財政運営が行われるよう、評議会等を通じ、意見を申し上げてまいります。

次に、補助金や助成金についてのお尋ねですが、各種団体の事業に対する補助金等は、行政目的を効率的かつ効果的に達成する重要な役割を果たしていると認識しております。

その上で、本区では、一律の物価スライドをこれらに適用する仕組みは設けておりませんが、補助金ガイドラインに基づき、交付の適否と適正な運用の検証を行いながら、各種事業の実施状況や物価高騰の影響などを総合的に勘案し、予算措置を行っております。

今後とも、補助金等の果たすべき役割を踏まえ、区民の安全・安心や地域の活性化につながる取組を推進してまいります。

次に、用地・施設に関する御質問にお答えします。

まず、公共施設等総合管理計画についてのお尋ねですが、限られた財源を有効に活用しながら、公共施設を維持管理し運営していくことは、重要であると考えております。

公共施設等総合管理計画では、各施設の工事時期の目安や、今後の施設の改修・更新等に係る費用の見込みをお示しておりますが、今後、公共施設マネジメントをより一層推進するため、施設に関する情報を一元管理する仕組みの構築が必要となります。

このため、本年度、施設の基礎情報や利用状況等を基に、様々な検討が可能となるシステムの導入に着手しており、来年度からの稼働に向け、取り組んでいるところでです。

本システムを活用することで、中・長期的な見通しや財政負担の平準化等の分析が可能となり、各施設の運営状況等を踏まえた計画的なマネジメントが可能になると認識しております。

今後とも、本計画及び関連計画を踏まえ、行政課題や区民ニーズ等を考慮しながら、計画的に公共施設の改築・改修等に取り組んでまいります。

次に、事業終了後の民間物件の活用についてのお尋ねですが、事業終了後の介護施設等について、区が建物を含めた不動産を取得し、当該物件を有効活用することは、新たに施設整備を行うことに比べ、費

用を抑えつつ、事業実施に向けた迅速な対応が図られる可能性があります。

一方で、土地に建物が付帯された状態の不動産の買取りにおいては、契約に適合しない目的物が含まれるおそれがあり、建物の耐用年数等も考慮した費用対効果の検証も必要であると考えております。

議員御指摘のとおり、行政需要に照らし、有効活用ができる物件がある場合には、所有者等の意向を踏まえながら丁寧に協議を行い、国・都支出金等の活用による財源確保に努めながら、スピード感を持って対応してまいります。

次に、東邦音楽大学文京キャンパス敷地を取得した意義についてのお尋ねですが、本敷地でマンションの整備がなされた場合、急激な児童数の増加につながり、地域の小学校で児童の受入れが極めて困難となるおそれがありました。

また、本区においては、区立小・中学校の改築工事期間中の仮校舎を設置する代替地の確保が困難であるため、自校方式による工事を行うてまいりましたが、工事の長期化等が学校運営上の課題となっておりました。

今回、本敷地を取得したことで、区立小・中学校仮校舎設置用地として活用することが可能となり、児童・生徒の教育環境への影響を低減するとともに、工期短縮等による工事費の縮減が可能になると認識しております。

なお、本敷地は、当面の間、仮校舎設置用地として活用してまいります。春日通りに面し、大塚公園とも接する立地条件を踏まえ、将来的には様々な行政課題の解決に資する活用も見込んでおります。

次に、目白台運動公園についての御質問にお答えします。
現在、具体的な再整備の予定はございませんが、整備を行う際は、

園内の貴重な緑を保全しつつ、地域住民及び利用者の意向等を踏まえるとともに、近隣施設との調整を図りながら、多様なニーズに対応した魅力的な公園としてまいります。

また、桜を含めた連続した緑の保全と創出に向けた連携について、今後、都や近隣区と検討してまいります。

次に、指定管理者制度等についての御質問にお答えします。

指定管理者制度においては、全ての指定管理者が、質の高い公共サービスを安全かつ安定的に継続して提供していくことが重要であると認識しております。

このため、業務実績等の評価、所管課によるモニタリング及び社会保険労務士による労働条件モニタリングを実施しております。

今後とも、指定管理者制度による高水準のサービス展開に向けて、評価及びモニタリングを実施するとともに、本年度から施行された公契約条例を活用し、区民サービスの更なる質の向上に向けて取り組んでまいります。

なお、御指摘の案件は指定管理者制度ではございませんが、本区ではそのような事案は発生しておりません。

また、本区の業務委託についても、受託者が第三者への業務の全て又は主要部分を一括して委託することを禁止していることから、御指摘のような問題が起こることはないものと認識しております。

次に、防災に関する御質問にお答えします。

まず、発災直後のトイレの供給体制についてのお尋ねですが、現在、区では、各避難所に想定避難者数の三分に相当する携帯トイレを備蓄するとともに、学校や公園等、公共施設の再整備の機会を捉え、マンホールトイレの整備にも取り組んでおります。

さらに、民間事業者との協定により、各避難所に仮設トイレを設置

することとしているところです。

また、都は、東京トイレ防災マスタープランを策定し、災害用トイレの空白エリアの解消と、避難所等における災害用トイレの充足度の向上を目指すこととしています。

そのため、本区で現在改訂を進めている避難所運営ガイドラインとの整合性を図りながら、災害用トイレの適正な確保・管理に関する計画を策定し、国や都、民間事業者との連携体制についても検討してまいります。

次に、避難所におけるトイレの備品の整備状況についてのお尋ねですが、現在、各避難所には、簡易トイレ用のパーソナル TENT を備蓄しているほか、安心してトイレ等を利用できるよう、防犯ブザーの備蓄も予定しております。

国や都において、避難所環境の改善に向けた考え方が示される中、今後も、安心してトイレが利用できる環境を整備するため、必要な資機材の備蓄を検討してまいります。

次に、トイレ対策の啓発についてのお尋ねですが、自助によるトイレ対策は、在宅避難を推進するために欠かせない重要な課題の一つであり、各家庭での備えが大切であると考えております。

そのため、防災アドバイザー派遣事業の在宅避難訓練において、携帯トイレを配付するほか、マンション管理組合を対象に、災害時のトイレのリスク等について周知するトイレ対策セミナーを開催し、住民の主体的なトイレ対策の促進に努めているところです。

引き続き、災害時のトイレ対策について、区民への周知啓発に努めてまいります。

次に、共助による災害時のトイレ対策についてのお尋ねですが、区では、区民防災組織等に対し、備蓄物資の購入経費を助成するほか、

中高層共同住宅に対するマンホールトイレの設置助成を行っております。

また、防災訓練の際には、公園等にマンホールトイレを設置し、地域住民が協力しながら、災害時のトイレ対策に取り組めるよう支援しているところです。

今後とも、町会等の防災活動を支援する都の助成制度も積極的に活用し、共助による区民主体の防災活動が行われるよう取り組んでまいります。

次に、こどもの権利条例等に関する御質問にお答えします。

まず、こどもの権利条例の目的等についてのお尋ねですが、区では（仮称）こどもの権利に関する条例の制定に向けた準備を進めており、素案では、こどもの権利を大切に守り、区全体で子どもの健やかな成長を支えていくことを目的といたしました。

さらに、成長と可能性に関するこどもの権利として、繰り返し挑戦できること、個性が認められ、自分の可能性が大切にされることなどを掲げるとともに、自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されることを規定する内容としております。

これらを踏まえて様々な施策を実施することにより、子どもたちの多様な経験機会の創出を始め、地域や社会への協調性、社会性などの非認知能力等の育成が進み、自立した社会の一員としての成長につながるものと考えております。

次に、子どもの意見表明権についてのお尋ねですが、素案では、区、保護者、区民等の役割として、子どもが自分の意見等を表明する機会の確保や、その意見等の反映に努めるとともに、子どもが意見を表明することの大切さや方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めることを規定する内容としております。

これらを踏まえて適切な対応を行うことにより、子どもたちの意見が区政に反映されていくものと認識しております。

また、本年度、こどもの権利推進リーダーの取組において、子どもたちの生の声から条例前文の案を作成しております。

来年度も、こどもの権利や条例の啓発方法等について、子どもたちとともに検討してまいります。

次に、他者を尊重することなどについてのお尋ねですが、こどもの権利は、全ての子どもが生まれながらに持っている人権であり、他の子どもや大人も権利を持ち、お互いに大切にしていくな必要があるものと認識しております。

素案では、子どもが権利について学び、自分と他の人の権利を互いに大切にしながら進めることができるよう、必要な支援を行うと規定する内容としております。

次に、若者計画についてのお尋ねですが、これまで実施した若者全数調査で得た意見等に基づき、若者が抱える多様な課題や本区特有の傾向を把握しながら、計画策定を進めているところです。

計画の方向性としては、社会参画意識の醸成や、理想とするライフプランの実現等を掲げております。

今後は、計画事業を着実に展開していくことで、主体的に取り組む力の育成や、実社会で役立つ実践的なスキルを習得できる機会の創出等に努めてまいります。

次に、若者を対象とした組織体制についてのお尋ねですが、本年度中に（仮称）こどもの権利に関する「を制定するとともに、（仮称）若者計画を策定することで、本区の子ども・若者施策を推進してまいります。

子ども・若者施策のより一層の推進には、子どもから若者まで切れ

目のない一貫した支援が不可欠であり、その実現に向けた組織体制を検討してまいります。

次に、文京区共通デジタル商品券事業に関する御質問にお答えします。

まず、販売状況についてのお尋ねですが、一口当たりの金額や販売口数の違いや人口規模等から、先行自治体との販売状況の比較は難しいものと認識しております。

なお、文京区商店街連合会からの報告では、区内在住者を対象とした第一弾の申込みは、設定口数に対して、九月二日時点で約四五%となっております。

次に、評価指標及び中・長期的な展望についてのお尋ねですが、本事業は、キャッシュレス決済の推進に加えて、商店街の活性化及び区内商店の販売促進支援を目的に実施しており、キャッシュレス決済の普及状況や商店会加入数の状況、区内商店の経済効果等を評価指標としております。

また、中・長期的な展望としては、各商店における継続的な顧客獲得の機会を創出し、活気ある商店会活動を実現するとともに、商品券のプレミアム分が全て区内商店に還元される仕組みにより、更なる区内経済の活性化を図ってまいります。

最後に、火葬場に関する御質問にお答えします。

まず、区民葬儀についてのお尋ねですが、本区の火葬実績においても大半を占める事業者が、区民葬儀の取扱いを終了する方針を示したことから、現在は、区長会において、二十三区共同の新たな統一補助制度を立ち上げる準備を進めております。

今後、特別区と葬儀取扱業者団体等で構成される特別区区民葬儀運営協議会を通じて連携強化を図り、区民葬儀の適正円滑な運営に努め

てまいります。

次に、特別区における火葬場の抜本的な改革についてのお尋ねですが、特別区の区域においては、民間による火葬場の経営・管理が行われており、ここ数年、火葬料が高騰していることが特別区全体の大きな課題となっております。

火葬場の在り方については、区長会において引き続き検討するとともに、必要に応じて国への要望等も行っております。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。」〕
○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、東邦音楽大学文京キャンパス敷地における仮校舎の建設についてのお尋ねですが、複数の学校改築に活用可能な本敷地を取得したことで、学校改築の選択肢が増えたものと認識しております。

今後は、この敷地に建設する仮校舎を活用し、従来の自校式の改築と組み合わせることで、より迅速かつ計画的な学校改築が可能になると考えております。

より多くの児童・生徒が新しい校舎で学ぶ機会を早期に得られるよう取り組んでまいります。

また、学校運営は、地域の方々の協力なしには成り立たないと認識しております。学校と十分に協議し、地域の活動拠点・防災拠点としての役割も含め、改築期間中、学校と地域の関係性が希薄にならないよう、最大限努めてまいります。

なお、学校改築により仮校舎に移転した場合、地域学校協働本部の活動に一部制約が生じる可能性はありますが、地域教育協議会等にお

いて、活動の在り方や具体的な支援内容等を検討し、地域学校協働本部が継続的に学校支援を行えるよう調整してまいります。

次に、校舎外にあるトイレの洋式化についてのお尋ねですが、区立小・中学校におけるトイレの洋式化率は、令和七年四月一日時点で九五・九％であり、プールの横など、使用頻度が低いトイレを除いては、洋式化をほぼ完了しております。

今後も、トイレの利用状況等を考慮しながら、その他の工事等と併せ、改修を進めてまいります。

次に、学校の働き方改革についてのお尋ねですが、本区における公立学校の新規採用教員離職率は、令和四年度五・六％、令和五年度四・八％、令和六年度八・一％となっております。

本区では、教員の長時間労働の解消や負担軽減を図るため、小学校における教科担任制の実施、スクールサポート・スタッフやエデュケーション・アシスタントの活用、新規採用教員を対象とするメンター制度など、多様な取組を行っております。

また、勤怠管理システムの導入や、各種支援員等の配置等を行っております。

今後も、こうした取組を進め、複雑化・困難化する学校の課題に適切に対応できる職場づくりに努めてまいります。

学校教職員の充実や学校の働き方改革は喫緊の課題であると認識しており、特別区教育長会を通じて、東京都に人員の拡充等を要望しているところです。

次に、部活動の地域展開における区民との協力体制についてのお尋ねですが、文京区立中学校部活動地域連携・地域移行に係る検討会議において、小・中学校のPTA連合会から代表の方に御参加いただき、保護者としての貴重な御意見を伺っております。

また、文京区立中学校部活動地域移行実施計画二〇二六の策定に当たっては、小・中学校PTA連合会、青少年委員及び地域コーディネーターに御意見を伺う機会を設けました。さらに、パブリックコメントを募集し、幅広く意見を頂戴いたしました。

今後、部活動の地域展開を進めていくに当たり、区内事業者や地域のスポーツ団体等との連携を拡充してまいります。

最後に、国際バカロレア機構との連携による教員研修についてのお尋ねですが、本年七月から八月にかけ、区立幼稚園と小・中学校の教員約五十名を対象に、第一回目の研修を実施いたしました。この研修は、探究学習をテーマに、探究型の授業構築に向けた基本的な考え方や授業改善の視点について学ぶものであり、研修で得た知見を二学期以降の保育や授業において実践していく予定です。

これらの研修の成果につきましては、受講者が研修内容を日々の教育活動にどのように生かしたかについてアンケートを実施するなど、成果や課題を把握してまいります。

今後も、国際バカロレア機構との連携による研修を通して、教員の学びを深め、幼児・児童・生徒の教育に生かしてまいります。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後二時五十八分休憩

午後三時十分再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔関川けさ子議員演台から「議長、三十三番」と発言を求め、

○議長（市村やすとし） 三十三番関川けさ子議員。

○関川けさ子議員 二〇二五年九月定例議会に当たり、日本共産党文京区議会議員団を代表して質問します。

最初に、二〇二四年度決算について伺います。

備蓄米放出後も、米価の高止まりや猛暑と災害等の影響もあり、食料品を始めとする物価高騰は相変わらず区民を苦しめています。

その一方、特別区交付金が今年の二月補正よりも十四億四千二百万円も増額になり、区の二〇二四年度決算の実質収支額は、前年より二十四億七千万円多い八十億千六百十五万円にもなりました。

区財政は潤沢であり、当初予算については、繰越金の当初計上が少ないのではないですか。それぞれ伺います。

決算剰余金は二分の一が基金に回ることになっていますが、一旦基金に回して、すぐに取り崩して使うことも可能ではないのか、伺います。

また、決算の実質収支比率の適正値は、一般的には三から五%で、区が目途としていた八%も超えています。これは、区民のニーズを切り捨て、税金を余らせてきたからだと思いますが、伺います。そして、留保金は幾らあるのか伺います。

これら財政の使い方を工夫して、物価高騰に苦しむ区民のために、住民税非課税の方や区民税の均等割のみの方に加え、年収三百万円以下の方々に対して給付金を支給することを求め、伺います。

文京区は住宅費が高く、住み続けられないという声をよく耳にします。文京区内にある都営住宅は古く、募集戸数は毎回二、三戸であり、倍率は二百五十倍になることもあります。

都営本郷一丁目住宅は、空き戸数が百戸もあるのに募集を掛けていません。都に對し、空き住宅の調査をすぐに行い、老朽部分の改修を

行い、空き住宅に對して募集を掛けるよう要望すべきです。伺います。

また、二〇〇六年以来増設されていないシルバーピアの増設を至急行うことや、区内に八千戸あると言われる空家を調査し、空家を借り上げ、生活保護、低所得者、障害者、高齢者、母子家庭に提供することや、これらの方々に区独自の家賃補助を行うこと、区内では探すのは困難な五万三千七百円という生活保護費の住宅扶助を、港区のように六万八千円に引き上げることも早急に行うべきです。伺います。

生活保護の利用者の方からは、「保護費が引き下げられ、三日に一度の買物も二千元に抑えているが、酷暑の中、エアコンの設置もできない、また、クーラーの電気代が重く負担になっており、電気代を補助してほしい、夏季加算を創設してほしい」等の切実な要求が区議団に寄せられています。

この度、日本共産党東京都議会議員団の要求により、都が八月三十日から高齢者、障害者の方々に八万円分の省エネルギー型エアコン購入助成を行うことを明らかにしましたが、北区では更に、非課税の方に四万円、障害者、高齢者に三万円を上乗せするために、一億円を計上したそうです。

文京区も都の施策に上乗せを行うよう求め、伺います。

介護報酬の削減で、存亡の危機にある区内介護サービス事業所・介護施設等への給付金を、文京区も急いで支給すべきです。

世田谷区は、居住施設・通所介護等サービス事業所定員一人当たり二万七千円、訪問介護等サービス事業所当たり八十八万円、居宅サービス事業所当たり二十八万円等、交付しています。岩手県宮古市では、介護保険の基金を使い、助成を行っています。また、品川区では、訪問介護の区内事業者に対し、二〇二六年度末まで、基本報酬の引下げ分との差額を給付するため、今年、三千九百三十万円を計上し

ました。

文京区はなぜ、介護保険の基金を使うなどして介護事業所等に助成を行わないのですか。伺います。

続いて、生活保護より手続が簡単で、無料か低額な料金で診療を受けられる、社会福祉法第二条第三項で規定されている、低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者等が対象となる無料低額診療制度について、都知事は、「低所得者の医療を確保する上で一定の役割を果たしている」と表明しています。

文京区でも無料低額診療制度が必要な実態があると思いますが、区長の認識を伺うとともに、文京区でも実施するよう求め、伺います。

また、子ども食堂や食料支援を求める方が押し寄せるというフードパントリーへの補助金の支給、高齢者の外出を支えるシルバーパスについては、荒川区のように区の補助も増やしてパスを千円にすること、そして、国にこれらの財源に使える物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を今年も更に出すよう要望すべきです。伺います。

さらに、参議院議員選挙で与野党から出されていた消費税の減税は、国民の総意になり、一貫して減税を拒んできた自公が参議院でも過半数割れに追い込まれた今、本格的に減税に踏み出すよう国に求めているべきです。伺います。

二〇二五年度の都区財政調整で、区側配分は五六％に引き上げられましたが、文京区は、今年一月から児童相談所の一時保護所が開設され、既に延べ四百件もの相談が寄せられているという実態からすれば、今年四月からのことを考慮すれば区側配分はもっと多くすべきと思いますが、伺います。

第二次世界大戦終結と被爆八十年を迎えたこの夏、シビックセンター一階の展示フロアでは三団体が戦争展を行い、多くの方々が足を止

め、展示に見入っていました。

アジアで二千万人以上、日本国内で三百十万人以上の命を奪った戦争や被爆の体験や加害の実相の継承は、政府が過去最大の八・八兆円の軍事費を概算要求し、大軍拡に突き進む中で、極めて重要で切実な課題となっており、自由民主党の首相・幹事長経験者からも、「戦争をしなければならぬという状況を作らないこと」、「多くの血や涙が流れ、命が失われる。歴史を勉強してもらいたい。それができるかどうか、極めて心配な時期に来ている」との発言が相次ぎました。

区民とともに、戦争・被爆の実相を知り、戦争の悲惨さと平和の尊さを継承する平和事業は、これまでに増して一層重要です。認識を伺います。

新しい戦前が進んだとしても、地方自治が機能すれば、新しい戦中を阻止することは可能です。

一八七四年の台湾出兵に始まる日本のアジア侵略と植民地支配は、一九四五年に破綻し、終戦を迎えましたが、戦争は外国人差別と一体であり、程なくその刃は治安維持法による最高刑死刑をもつて、戦争に反対する日本国にも向けられました。障害者や大学人、宗教者を抑圧し、非国民と弾圧した歴史の教訓に学ぶ必要があります。

差別と分断に反対し、極右・排外主義を克服する上で、今、多様な住民が生活する自治体でこそ、多様性や多文化共生を大切にする立場を鮮明にして施策を展開することが求められます。認識と現状、課題を伺います。

区長は、個別に核兵器禁止条約への署名や批准を要請しないのは、「加盟する平和首長会議が政府に要請しているから」と言います。しかし、平和首長会議は行動計画で、核兵器保有国及びその同盟国の加盟都市による自国政府の早期締結を求める要請行動の展開をするとし

ています。この行動計画の当該部分への賛否を伺います。

原爆被爆者は、原水爆禁止世界大会に参加した区内の高校生に、「被爆者が被爆の体験を語れる時間が短いことよりも、世界に一万二千発もの核兵器がある限り、若者が生き残れるかを心配すべきだ」と語っています。

被爆八十年を機会に、行動計画を実行し、区として国に核兵器禁止条約への早期締結を求めるべきです。お答えください。

次に、六月二十六日に明化小学校で発生した給食室での火災事故に関して伺います。

区立小・中学校の給食調理は全て委託で、明化小学校、湯島小学校、本郷小学校、茗台中学校、柳町こどもの森は、葉隠勇進株式会社が業務委託を受けています。

明化小学校の火災について、区は保護者向けメールで、回転釜の油が高温になったことによる発火が発端で、揚げ物用油を、「今回は新しい油を二缶入れるようにとの栄養士の指示に対し、誤って複数回目の油を二缶入れたため、油の量が少なく、釜の過熱を防ぐ装置が機能しませんでした」と説明しています。

栄養士の雇用主と、栄養士の指示は誰にどのように行われたのか、伺います。

東京労働局のホームページでは、委託は派遣と違い、発注者と受託者の労働者の間に指揮命令関係は生じないことから、「労働者の方から見ると、自分の使用者からではなく、発注者から直接、業務の指示や命令をされるといった場合「偽装請負」である可能性が高い」と記載されています。

また、偽装請負には幾つかの類型があり、現場には形式的に責任者を置いていますが、その責任者は、発注者の指示を個々の労働者に伝

えるだけで、発注者が指示をしているのと実態は同じという場合も、偽装請負に当たる可能性があるとのことでした。

明化小学校の給食調理業務の実態は、労働者派遣法第六条に違反する実質派遣で偽装請負ではありませんか。伺います。

新しい油を二缶ではなく、複数回目の油二缶を誤って入れたのとことですが、葉隠勇進株式会社の調理員は、なぜ栄養士の指示どおりに作業を行わなかったのですか。

油の量が少なく、釜の過熱を防ぐ装置が機能しなかったとのことですが、適正な油の量や過熱を防ぐ装置の仕組みを調理員は理解していなかったのではないかと。また、指示どおりに業務が行われていないことは委託契約違反ではありませんか。

さらに、事故発生時、外部業者抜き打ちの衛生検査が行われており、釜の付近には作業員がいない時間が発生し、釜の過熱に気付くことができませんと説明しますが、作業員の体制が不十分だったのではありませんか。全てお答えください。

さらに、食材費高騰の影響から、コストの削減を意図し、古い油を使ったのではないですか。食材費高騰が給食の質の低下につながらないよう、給食単価を抜本的に引き上げていくべきです。それぞれ伺います。

葉隠勇進株式会社に給食調理を委託している学校・園は、教育委員会として緊急点検を行い、他の給食委託業者七社でも偽装請負が行われていないか、明化小学校のような事故が発生する余地がないかどうかを直ちに点検すべきです。併せて伺います。

日本共産党文京区議会議員団は、学校給食調理の業務委託を決定するときから、給食調理の業務委託は、給食の質の低下を招き、偽装請負の温床になる危険性が極めて高く、区直営で行うよう求め、委託開

始後も繰り返し求めてきました。

東京労働局は、偽装請負は「労働者派遣法等に定められた派遣元・派遣先の様々な責任が曖昧になり、労働者の雇用や安全衛生面など基本的な労働条件が十分に確保されないという事が起こりがち」と指摘していますが、今回の火災事故は、労働者の基本的な安全衛生が確保されていないだけでなく、子どもたちの給食の質どころか、命と安全も確保されないような状態になっていたと言わざるを得ません。

今回の事故の原因を徹底究明し、再発防止のため、学校給食調理は直ちに区直営に戻すべきです。伺います。

次に、区立小学校で発生した水泳指導中の事故について伺います。

六月二十三日、ある区立小学校では、特別支援学級の児童一名が水泳指導中にプールで浮いているのが発見され、引き上げたときに呼吸はなかったものの、教職員による救命救急措置で一命を取り留めたという事故が発生しました。この児童はその後病院に搬送され、七月二日には退院したとのこと。

事故当時の水泳指導中の児童数、教職員数、正規教員と講師、支援員の内訳と、事故発生時の配置状況を併せてお答えください。

学校で子どもの命と安全が脅かされること自体、絶対にあってはならないことです。二度とこのようなことがないよう、第三者委員会で事故原因の検証と再発防止策の検討を行うべきです。伺います。

なお、七月九日の教育委員会での水泳事故が報告事項とされましたが、個人情報保護の理由に非公開とされました。しかし、子どもが命を失いかねない事故が発生したという重大性から、個人情報に十分留意して公開し、教育委員の方々の議論や意見・知見も共有していくべきです。伺います。

次に、地元の建設産業は、福祉・教育など自治体に不可欠のインフ

ラ整備の担い手であり、災害予防から復旧・復興を支えるなど、暮らしを支えるかけがえのない仕事をしています。

加えて、最近では、屋根の点検や害虫駆除などを口実にした訪問販売型の特殊詐欺の被害が深刻で、未然防止が課題になる中、屋根の修理が必要と飛び込み営業で数百万円の工事費を提示された方が、地域の工務店に見てもらおうと数万円の手直しで済んだという話も寄せられました。

顔の見える地元の建設業者は、住民を犯罪から守る大きな役割も果たしています。つまり、建設業は、社会資本整備や災害時にとどまらない、住民の安心・安全を守る地域の担い手としての役割を果たしています。認識を伺います。

ところが、区内の建設業の事業所数は、二〇〇〇年の八百九社から、二〇二一年には五百二十七社となり、三五％も減っています。二十三区平均では一四％の減少なので、文京区での建設業者の減少率は二十三区平均の二・五倍で、二十三区中、最も高くなっています。

区長はこの現状をどう捉えますか。建設産業の育成・振興策が必要ではないですか。併せてお答えください。

建設産業では、技術継承や人材不足が大きな課題になっています。配管工事を一人で請け負う区内在住の八十代の方は、「早く若手を育てたい」と言います。しかし、文京区は家賃が高く、住まい確保がネックとなり、若手職人や地方出身の技術者が区内で定着できない大きな障壁で、地域建設産業の持続性を損なう要因になっています。

区内に建設従事者が居住するための家賃補助や、若手・新規建設従事者の職人寮を設置するなど、建設従事者の住まい確保の支援を行うべきです。伺います。

なお、住宅基本条例第十二条は、中小企業の従業員住宅確保の支援

を規定しています。この規定を活用すべき事態との認識を持つべきで、規定の趣旨と併せ、伺います。

世田谷区は、一九九九年に制定した産業振興基本条例を、二〇二二年に地域経済の持続可能な発展条例へと進化させ、条例の視点を産業の振興から地域経済の発展や活性化へと移行させ、商業、工業、農業、福祉・教育等の多様な産業と並んで、建設業を区の基幹的産業と位置付け、都市基盤及び生活基盤を支え、区民の安心・安全な生活を守る観点から、活性化と振興を図るとしています。

文京区でも、建設業について同様の位置付けが必要です。認識を伺います。

次に、建築工事の入札・発注についても改善が必要です。

現在、予定価格百三十万円から五千万円未満を対象とする最低制限価格制度と、予定価格が五千万円以上を対象とする低入札価格調査制度は、予定価格五千万円を境にいずれも落札者にならない可能性がある一方、今年度から施行された公契約条例は、予定価格が一億円以上の場合、労働報酬下限額に基づく適正賃金を下請・孫請まで支払うことが求められます。

予定価格が五千万円以上一億円未満の場合、低入札価格調査の対象ですが、公契約条例は対象外です。その場合、労務費を始め、材料費や現場経費、法定福利費、予備費などが適正に予定価格に積算されているのか、疑問は尽きません。

加えて、建設費高騰の中、工事契約の適正な履行と適正な賃金の支払いができるよう、改善が求められます。

そこでまず、最低制限価格は予定価格一億円未満とすべきで、伺います。また、低入札価格調査制度の対象は、公契約条例との整合性を確保するために、予定価格一億円以上とするよう求め、伺います。

また、担い手三法によって、今年十二月を目途に労務費の基準が勧告される予定ですが、これへの対応についても伺います。

さらに、地域建設産業の役割と持続可能性に着目して、予定価格一億円以下の場合、入札参加を区内業者のみとし、区内業者の定義は、区内に開設から三年を要件とするよう求めます。お答えください。

最後に、元町公園の文化財指定等について伺います。

元町公園が今年四月に再生オープンを迎えるはずでしたが、十二月まで延期されました。それとともに、昨年十一月から検討が始まった元町公園の文化財指定について、国と都との協議はどのような進捗状況になっているのか、伺います。

また、元町公園と一体での旧元町小学校の文化財についての検討はどのようなになっているのか、伺います。

次に、湯島総合センターの建て替えは、これから具体化が始まり、コンサルタントの役割はどうなるのか、また、工事は地元業者優先にすべきです。伺います。

多くの区民が望む浴場は、区立銭湯の形式とするよう求め、伺います。

また、区立保育園の設置についてはどのように検討されたのか、伺います。

さらに、建物が完成するまでの間、近所のテナントビルを借りて、図書館だけでなく、他の代替業務も行えるようにすべきですが、伺います。

そして、教育環境の充実に向けて、湯島小学校の中にあるアカデミー湯島と湯島高齢者在宅サービスセンターはテナントビル等へ移し、湯島小学校の教室不足に対応するよう求め、伺います。

以上で私の質問を終わります。

答弁のいかんによっては再質問を留保いたします。
御清聴、誠にありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。」〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 関川議員の御質問にお答えします。

最初に、令和六年度決算に関する御質問にお答えします。

まず、実質収支額状況から、区財政が潤沢であるのではないかというお尋ねですが、持続可能で健全な財政運営を行うためには、単年度の実質収支額のみならず、社会情勢を的確に見極めながら、中長期的な視点で財政構造を見通すことが重要と考えております。

その上で、本区の財政規模が年々増加する一方、総基金の年度末残高は緩やかな減少傾向にあり、さらに、特別区債の年度末残高の増加傾向も踏まえると、区財政が潤沢であるとの御指摘は当たらないものと認識しております。

なお、当初予算における繰越金については、翌年度決算における実質収支比率の見込みと清算還付に要する経費などを分析し、適切に算出しております。

次に、積み立てた決算剰余金の取崩しについてのお尋ねですが、本区では、毎年度九月の補正予算において、地方財政法の趣旨にのっとり、決算剰余金の一定額を財政調整基金に積み立てておりますが、あわせて、区民福祉の向上等のための財源を必要とする場合、財政調整基金からの活用を法が否定しているとは考えておりません。

また、実質収支比率の上昇は、歳入において、特別区交付金及び株式等譲渡所得割交付金等が上振れする一方、歳出において、様々な行政課題の解決に取り組みつ、効率的な予算執行に努めた結果、前年

度を上回る不用額が発生したことが要因と捉えており、議員の御指摘は当たらないものと認識しております。

なお、七年度九月補正予算編成後における財源留保額は、約十億五千万円となる見込みです。

次に、区独自の給付の実施についてのお尋ねですが、これまで、目的に応じて様々な事業を実施していることから、更に年収三百万円以下の方々に対する区独自の給付を実施することは考えておりません。

次に、住宅関連支援に関する御質問にお答えします。

まず、都営住宅や居住支援についてのお尋ねですが、都営住宅の活用方法については、都において検討がなされるべきものと考えております。

また、現時点で、本区におけるシルバーピアの増設や空家を活用した住宅の提供、新たな家賃補助等は考えておりませんが、今後も、高齢者を始めとする住宅確保要配慮者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、文京すまいるプロジェクトをより一層充実させるとともに、居住支援法人等との連携を強化し、居住支援を推進してまいります。

次に、生活保護の住宅扶助費についてのお尋ねですが、これまでも生活保護受給世帯に車椅子を使用する障害者がいるなど、通常より広い居室を必要とする場合や、従前からの生活状況によって転居が困難と認められる高齢者等に対しては、特別基準の適用の可否を判断しております。

なお、区内には基準内の家賃の物件が一定数あることから、現時点で、住宅扶助費の引上げは考えておりません。

次に、エアコンの購入に対する助成についてのお尋ねですが、区としては、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を行っており、都の

エアコン購入助成に一律に上乗せする予定はありません。

次に、介護事業者の支援についての御質問にお答えします。

訪問介護を始めた介護保険サービスは、介護報酬等により運営されることが基本であり、国に対して、安定的な事業運営が可能となる報酬とするよう、区長会を通じ、全国市長会から要望しております。また、区としても、介護職員向けの家賃補助や研修費用補助、物価高騰対策への支援等を実施しているところです。

そのため、現時点においては、介護報酬について減収分を補填することは考えておりませんが、国や他自治体の動向を注視しながら、引き続き、介護サービス事業者への適切な支援を行うなど、介護保険制度の安定的な運営に努めてまいります。

なお、介護給付費準備基金は、条例により、介護等給付に要する費用に不足が生じた場合の財源とするものと規定していることから、基金による助成は考えておりません。

次に、各種補助事業等に関する御質問にお答えします。

まず、無料低額診療事業についてのお尋ねですが、低所得者等、生計が困難な方に係る診療については、本区においても、必要に応じて、社会福祉法に規定する無料低額診療事業を活用しており、一定の役割を果たしていると認識しております。

次に、子ども食堂等への支援についてのお尋ねですが、区では、社会福祉協議会と連携して、子ども食堂に対して、運営経費や物価高騰に対応する経費の支援を実施しており、本年度は、活動開始から五年を経過している団体に対して、調理器具等の購入費の助成も行っております。

民間団体が実施しているフードパントリーについては、社会福祉協議会と連携し、ニーズや運営課題の把握に努めるとともに、支援の在

り方について研究してまいります。

次に、シルバーパスについてのお尋ねですが、本年十月よりシルバーパスの本人負担額が大幅に減額されることから、区としての追加の補助は考えておりません。

次に、国からの交付金及び減税についてのお尋ねですが、臨時交付金等については、必要に応じて、区長会を通じて国に要望してまいります。

また、消費税等の税制については、国において議論がなされるべきものであり、国に対し、減税を要望する考えはございません。

次に、都区財政調整制度についてのお尋ねですが、今般の都区間における配分割合の変更に伴い、令和七年度都区財政調整フレームは、約二百八億円の増が見込まれております。

これは、開設予定を含めた十二区の児童相談所運営に必要な需要額を算定できる規模となっております。

今後は、特別区における設置状況に大きな変更が生じた場合等において、再度協議が行われることとなっております。

引き続き、特別区の実態に即した需要が的確に算定されるよう、都との協議に臨んでまいります。

次に、平和事業等に関する御質問にお答えします。

まず、平和事業に対する認識についてのお尋ねですが、戦争・被爆の実相を知り、戦争の悲惨さと平和の尊さを継承することは大切であると認識しております。

区では、例年区民平和のつどい等の事業を実施しており、本年度は、終戦八十年として、例年実施している戦災・原爆資料展や映画会に加え、子ども向けワークショップや被爆者講話の実施、VR等のデジタル技術を活用した平和コンテンツの展示、区内在住の被爆者による証

言映像の制作等を行いました。

来年度以降についても、引き続き、戦争の悲惨さや平和の大切さを次世代に伝えていくため、平和事業を実施してまいります。

次に、多様性・多文化共生についてのお尋ねですが、区では、「文の京」総合戦略において、基本構想を貫く理念としてだれもがいきいきと暮らせるまちを掲げ、様々な人たちの人権を尊重し、一人一人が個性豊かに暮らせるまちを目指す立場を明確にしております。

昨今、区の人口が増加し、外国人を含む住民の多様性が増す中で、文化の違いなどによる地域住民の不安等が発生していることが課題となっており、住民間の相互理解を推進していく施策が一層重要になると認識しております。

今後とも、多様な主体が対等なパートナーとして、触れ合い、支え合い、助け合える、みんなが主役のまちづくりを浸透させてまいります。

次に、核兵器禁止条約についてのお尋ねですが、条約の批准については、区として個別に国に働き掛ける考えはございませんが、先月、長崎市で開催された平和首長会議被爆八十周年記念総会に参加し、核兵器廃絶に向けた取組の推進に関する国への要請について賛同したところです。

引き続き、平和首長会議の一員として、核兵器禁止条約の早期締結に向けた活動を行ってまいります。

次に、建設業に関する御質問にお答えします。

まず、建設業に対する区の認識についてのお尋ねですが、建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う等、区民の生活において重要な役割を果たしているものと認識しております。

次に、区内における建設業の事業所数の減少についてのお尋ねですが、建設業の事業所数の減少は、都心部の地域特性である、土地価格の高騰が要素の一つとして考えられますが、その他にも、建設資材・燃料費等の高騰や、経営者の高齢化に伴う事業承継の課題など、複合的な要因があるものと認識しております。

次に、建設業の育成・振興策等についてのお尋ねですが、建設業に限らず、区内中小企業者は、区の経済基盤を支える重要な存在であると認識しております。

また、本区では、人口や世帯数が回復し、住宅ストック数も増加していることから、住宅基本条例第十二条の規定も含め、定住促進型の施策は一定の役割を果たしたと考えております。

区として、建設業従事者への家賃助成等を行う考えはございませんが、各種補助事業や人材確保支援等を通じて、区内中小企業が従業員にとって魅力的な職場環境を整備できるよう、持続的な経営基盤の強化や生産性の向上を支援してまいります。

次に、建設業の位置付けについてのお尋ねですが、本区では、産業振興を図るための各種事業を「文の京」総合戦略で計画化し、中小企業の振興に関する施策を推進していることから、中小企業振興基本条例は制定していません。

なお、建設業は、先ほど御答弁申し上げたとおり、社会資本整備の担い手であるとともに、区民生活において重要な役割を果たしており、他の産業と同様に、区の経済基盤を支える重要な産業と認識しております。

次に、建設工事の入札・発注に関する御質問にお答えします。

まず、最低制限価格制度と低入札価格調査制度についてのお尋ねですが、本区が発注する工事については、ダンピング受注の防止を図る

ため、最低制限価格制度と低入札価格調査制度を実施しております。

最低制限価格制度については、入札価格が最低制限価格を下回る場合は落札者としないうちから、比較的予定価格が低い工事を対象としており、対象を予定価格一億円未満に変更することは考えておりません。

また、低入札価格調査制度においては、調査基準価格を設定し、この価格を下回る入札が行われた場合には、入札価格の内訳などの調査を実施して、適正に積算されているかを確認した上で、低入札価格調査委員会での審査を行い、落札者を決定しております。これにより、適正に履行が行われていることから、対象を予定価格一億円以上とすることは考えておりません。

なお、予定価格が一億円以上となる工事については、低入札価格調査制度に加えて、公契約条例により適正な履行に向けた取組を強化しておりますので、公契約条例との整合性は確保されているものと考えております。

次に、いわゆる担い手三法による労務費の基準についてのお尋ねですが、本区においても、今後、国や都の動向を注視しながら、適切に対応してまいります。

次に、指名競争入札における予定価格の区分についてのお尋ねですが、昨年度において、五千万円以上の土木及び建築工事等で、区内業者が請け負った比率は約八五％を占めていることから、予定価格の区分を変更することは考えておりません。

また、入札参加者の指名に当たっては、所在年数にかかわらず、区内に事業所が所在し、登録をした事業者は全て区内業者として捉えております。

今後とも、区が発注した工事の受注実績を始め、工事の技術的適性

や契約を履行する能力などの適格性を判断した上で、可能な限り優先的に区内事業者の指名を行ってまいります。

最後に、湯島総合センターの建替えに関する御質問にお答えします。まず、建設計画の具体化に伴う対応等についてのお尋ねですが、本事業は、大規模な複合施設の整備であり、事業者公募に当たっての諸条件が複雑になることなどから、類似の公共事業のアドバイザリー実績のあるコンサルタントによる支援を活用し、公募条件等の検討を進めております。

今後予定している事業者公募の実施等において、区内事業者の参画を促す工夫を図るためにも、専門的な知識を有するコンサルタントによる検討支援も適宜活用し、適切に事業を進めてまいります。

次に、導入機能についてのお尋ねですが、整備方針の策定に当たっては、近隣町会や利用団体の代表者と意見交換を行ったほか、利用者等に対するアンケート調査の実施、パネル展示型の説明会や整備方針の素案に関する説明会の開催等、幅広く意見聴取を行い、導入機能等の検討を行ったところです。

本施設の入浴機能としては、これらの意見聴取の結果等を踏まえ、文京福祉センター湯島の入浴設備を維持する方向性を整備方針に明示したところであり、区立銭湯として設置する考えはございません。

また、現状、区立保育園を整備する予定はございませんが、本事業は長期間にわたる計画となるため、整備方針にお示ししたとおり、今後行政需要について適宜検証を行い、状況に大きな変化があった場合には、整備方針における導入機能を見直し、設計に反映することを検討してまいります。

次に、工事期間中の代替機能の確保についてのお尋ねですが、先ほど御答弁申し上げたとおり、本事業については、長期間にわたる計画

となることが想定されるため、代替機能の検討が必要と考えております。

工事期間中においても、可能な限り既存の施設機能の利用を継続できるような、近隣施設の活用や代替事業の実施等について、引き続き検討してまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、明化小学校で発生した給食室での火災事故並びに区立小学校での水泳事故に関する御質問にお答えします。

まずは、この度、このような事故が続きましたことについて、児童や保護者の皆様、区民の皆様にも多大な御心配・御迷惑をお掛けいたしましたことについて、深くおわび申し上げます。

次に、明化小学校の火災に関する幾つかの御質問にお答えします。

まず、栄養士についてのお尋ねですが、明化小学校の栄養士は区の職員であり、調理業務は、学校給食調理業務委託において、受託事業者が調理室手配表に従って行うと仕様書で定めております。

お尋ねの油についても、栄養士と調理業務責任者が調理室手配表を確認する中で情報共有しており、学校と受託事業者の間に指揮命令関係はなく、偽装請負ではございません。

次に、今回の事故発生に至る状況と責任についてのお尋ねですが、今回の事故は、どの油を使うかという点について、委託事業者の調理責任者と調理作業員との情報共有が十分でなかったこと、調理作業員が油を二缶使えば釜の安全装置は作動すると誤認していたことが発端

となっており、しかし、作業員は仕様書どおりに配置されており、委託契約違反に当たるとは考えておりません。

次に、給食運営におけるコスト管理と食材調達の状況についてのお尋ねですが、コスト削減のために古い油を使用するという考えはございません。

給食費単価は本年四月にも引き上げており、現在、給食運営が厳しいという学校はございませんが、引き続き、食材費の動向については注視してまいります。

次に、今後の再発防止策と学校給食調理業務委託の方向性についてのお尋ねですが、本件事故を受け、当該事業者を含む全ての学校給食調理業務受託事業者に対し、改めて全校園における安全管理の徹底を要請いたしました。

現在、所管課においてその実施状況を点検しており、今後、同様の事故が発生しないよう取り組んでまいります。

なお、学校給食調理業務委託制度は、全ての小・中学校及び幼稚園型認定こども園で仕様書に基づき適正に運用されており、直営に戻すという考えはございません。

次に、水泳指導中の事故に関する幾つかの御質問にお答えします。

まず、教員等の内訳及び配置状況についてのお尋ねですが、入水していた児童は三十二名です。指導に当たっていた教職員は十九名で、うち正規教員が六名、講師及び支援員が十三名でした。

十九名のうち、プールサイドで監視等を行っていた教職員は四名でした。

次に、再発防止策等の検討についてのお尋ねですが、基本的な調査は実施しており、今後、原因の分析、再発防止策の検討のため、専門的知見を有する学識経験者等に御助言いただきながら、報告書を作成

してまいります。

次に、本件が報告された七月九日の教育委員会の会議についてのお尋ねですが、個人情報が含まれているため、非公開といたしました。

また、資料や会議録についても、個人が特定されるか否かにかかわらず、関係者の心情等への配慮が必要であることから、積極的に広く公表するものではないと判断しております。

次に、元町公園の文化財指定に関する国や都との協議の進捗状況についてのお尋ねですが、本年七月に、文化庁及び東京都教育委員会の担当者が現地視察に訪れ、整備工事の状況を確認いたしました。その際に、意見具申書の内容や今後のスケジュール等についても確認しております。

今後も、随時、工事の進捗状況等を報告するとともに、必要に応じて現地視察を依頼し、令和八年度中の指定を目指し、調整を進めてまいります。

また、旧元町小学校の文化財登録等については、今後検討する予定であり、現時点では、速やかに元町公園が文化財指定されるよう、手続を進めているところです。

最後に、湯島小学校の教室確保についてのお尋ねですが、令和六年二月に鉄骨造三階建ての増築校舎が竣工し、今後必要とされる普通教室の確保はできているところです。

そのため、アカデミー湯島や湯島高齢者在宅サービスセンターを早急に移転させることは、学校運営上、必要ないものと認識しております。

〔関川けさ子議員「議長、三十三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 三十三番関川けさ子議員。

○関川けさ子議員 区長、教育長、御答弁ありがとうございます。

決算の繰越金は四十億円、それで、今回また留保金ということで十億円があることが分かりました。合計で五十億円があります。この五十億円を使って、先ほど申し上げましたような介護施設に緊急にお金を給付することや、エアコンの東京都への上乗せ等々、世田谷区などでやっていることを見習って、是非困っている区民のためにこのお金を使っていたきたいと思います。

あと、教育に関しては、通年議会が七月と八月に行われる予定になつておりましたけれども、この二つの重大な問題が起きたにもかかわらず、通年議会が行われなかったことに対して、私は憤りを感じております。

是非きちつと、こういう重大な問題があるときには必ず通年議会に報告していただくようお願いを申し上げまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後三時五十八分休憩

午後四時十分再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔上田ゆきこ議員「議長、二十六番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十六番上田ゆきこ議員。

〔上田ゆきこ議員登壇〕

○上田ゆきこ議員 政策チームAGORAの上田ゆきこです。令和七年九月定例議会に当たり、区長並びに教育長に質問をいたします。御

答弁をお願いいたします。

初めに、児童相談所の夜間対応、退所後支援、そして社会的養護の啓発について伺います。

四月にスタートした区の児童相談所は、開設直後から相談受理や一時保護の件数が多く、改めて区による設置の意義を実感しています。多くの区民にも、子どもの権利を守りたい、安全を確保したいという思いが共有されつつあると感じます。

一方で、一時保護所の夜間などは、職員配置の関係から支援が手薄になりやすく、また、退所後の児童への継続的な見守りも、ケアリーバー支援に至るまで、切れ目なく寄り添う支援体制が必要です。こうした体制強化をどう図っていくのか、伺います。

〔上田ゆきこ議員パネルを提示〕

さらに、社会的養護や里親制度の広報については、このように区立図書館に啓発コーナーを設置するなど取り組まれています。区内における社会的養護の認知度はいまだ十分とは言えません。

今後、いかに計画的に啓発を進めていく御予定か、お聞かせください。

私は、母が教員として子どもに向き合う姿を見て育ちました。特に、気掛かりな家庭環境の児童に対し、「うちの子にしてあげたい」と漏らした一言が心に残っています。

文京区の大人が力を合わせて子どもを守り、育てていけるよう、引き続きの御尽力をお願い申し上げます。

次に、包括的性教育について伺います。

多くの保護者から「子どもを性暴力・性被害から守るため、必要な知識をしっかりと教育してほしい」との声を頂いています。

ダイバーシティ推進担当では、ピア・アクティビストによるセクシ

ュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及やDV専門家派遣など、多様な若年層への啓発事業を展開し、本年六月には、大塚地域活動センターで子どもも大人も一緒に体験わたしも、あなたも大切にするコミュニケーション講座を開催いたしました。私自身も参加し、自分も相手も大切にする姿勢を学ぶ意義を改めて感じたところです。

ユネスコの包括的セクシユアリティ教育ガイダンスでは、幼児から大人まで継続的に性教育を学ぶ重要性を指摘しており、単なる性や生殖に関する知識にとどまらず、自尊心の涵養や人間関係の構築にも資する重要な教養とされています。

東京都は、二〇一九年に性教育の手引を改訂し、現代的課題への対応、さらには、保護者理解を得る方法の具体化などを盛り込んでいます。

〔上田ゆきこ議員パネルを提示〕

まず、区立学校の一部で実践されている包括的性教育のこの副教材を用いた授業を区としてどのように評価しているのか、また、人間関係や同意といった内容は、学習指導要領の範囲内で、全ての学校で広く導入していくべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

さらに、社会教育の場においても、六月に開催された講座のように、子どもから大人まで幅広く学べる機会を継続し、包括的性教育の知見を積極的に広げていくべきです。

あわせて、現在検討中の（仮称）若者計画では、性感染症の啓発が主要項目及びその方向性に盛り込まれています。近年の梅毒流行に見られるように、性感染症対策の重要性はもちろん高いのですが、若者計画全体に包括的性教育の視点を位置付け、社会教育やダイバーシティ推進担当と連携しながら事業を拡充していく必要があるのではないのでしょうか。

三つ目に、住宅セーフティネットと居住支援について伺います。

今年十月から、改正住宅セーフティネット法が施行されます。区内でも単身世帯の増加が進む中、高齢者、低額所得者、障がい者など、住宅確保要配慮者の賃貸住宅ニーズの高まりが見込まれる一方、賃貸人には、孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納等への懸念があります。

今回の法改正においては、大家が貸しやすく、要配慮者が入居しやすい市場環境、居住支援法人等が見守りや生活支援を行う住宅供給、住宅施策と福祉施策が連携した地域体制などが重視されています。

これらの視点は、文京区においては、既にすまいる住宅プロジェクトとして取り組まれています。高齢者世帯を中心としつつ、希望に応じて障がい者やひとり親世帯も利用できる点、さらに、住居内死亡に対する費用補償や見守りの仕組みを備えている点は、先進的と評価できます。

しかし、同様の課題は、新規入居に限らず、既存の賃貸住宅に住み続ける方にも当てはまります。したがって、すまいる住宅の仕組みを新規住宅だけではなく既存住宅にも広げていくことや、既存の見守り施策との連携を強化していくことが重要ではないでしょうか。

さらに、法の趣旨に沿って、住宅と福祉が連携した体制を築くためには、区の住宅施策と福祉施策が実効的に連携しているか、その体制づくりも問われます。

加えて、東京都は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない東京ささエール住宅を展開し、耐震・バリアフリー改修、見守り機器設置や家賃低廉化補助など、多様な支援メニューを用意しています。

区としては、こうした東京都事業を参考としつつ、住宅施策と福祉施策をどのように連携させ、地域の居住支援体制をいかに強化してい

くのか、今後の方針を伺います。

四つ目に、認知症施策推進計画と地域包括ケアの充実について伺います。

九月は認知症月間で、シビックセンターもシンボルカラーのオレンジにライトアップされます。区民の関心が高まるこの時期に、改めて施策の方向性を確認いたします。

区では、第十期高齢者・介護保険事業計画の中に認知症施策推進計画を包含して策定するとし、その際は、当事者や御家族の声を丁寧に取り取りととも、高齢者実態調査の結果を反映すると伺っています。

今回の調査では、国の必須項目に加え、孤立・孤独、フレイルの認知度、認知症のイメージ、聴覚や視覚への不安、認知症や家族に必要な支援、介護人材不足の影響、ハラスメント対策、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の認知度や普及に必要なことなど、多岐にわたる独自項目が新たに設けられています。

これらは、地域包括ケアの持続性や、認知症とともに希望を持って生きられる社会づくり、さらには、介護者支援や人材確保の観点から極めて重要で、認知症基本法の理念にも沿うものです。

調査は単なる数値の収集にとどまらず、区がどのような地域社会を目指すのかという姿勢を映し出す場でもあります。

そこで、今回新たに設定されたこれらの設問には、区としてどのような意図を込めたのか、また、その結果をどう分析し、新しい認知症観の普及、在宅療養やみとりへの希望の反映、介護者支援や人材確保、孤立や感覚機能への不安への対応、ACPの普及促進などへと、今後の認知症施策推進計画や地域包括ケアの充実にいかに結び付けていくのか、具体的な方針をお聞かせください。

五つ目に、新しい学力観と教育の在り方について伺います。

令和七年度全国学力・学習状況調査の結果が公表され、全国的な学力低下の懸念とともに、一部ではICT教育と短絡的に結び付ける報道も見られます。

しかし、文部科学省と国立教育政策研究所の分析によれば、タブレット等をほぼ毎日活用する児童の方が、国語、算数、理科など各教科で正答率が高く、また、「課題解決に自分から取り組んだ」と回答する子どもも約八割に上がることが明らかになっています。

本区の詳細な結果は十月頃に公表予定ですが、全国・都の平均を上回る傾向は大きく変わらないと考えられます。ただし、従来から全国的に課題とされてきた文章を読み解く力の弱さは本区も例外ではなく、学力調査の結果を単なる数値にとどめず、子ども一人一人にフィードバックして学びの改善に生かすことが重要です。

また、近年では、現行の学力テストで測定される力と実社会で必要とされる力との乖離（かいり）が指摘されています。AIやグローバル化の進展に伴い、エージェンシー（主体性）やメタ認知といった、自ら学びを調整する力が一層求められています。

例えば、相互協力協定を結んでいる福山市が慶應義塾大学と協力して実践したたつじんテストのように、読解力のトレーニングは、算数・数学を含む幅広い学力の基盤であり、読書の仕方そのものが学力の土台を形成する点も強調されるべきです。

あわせて、本区でも改定に向け素案の段階にある子ども読書活動推進計画と連動し、読解力向上を位置付けていくことが重要と考えます。こうした課題意識は、中央教育審議会での次期学習指導要領の議論とも重なり、特に不登校、ギフテッド、外国にルーツを持つ子どもなどの包摂、情報活用能力や探求的学び、STEAM教育や生成AIの活用、幼小連携、デジタル教科書、特別支援教育の質の向上など、多

様な論点が示されています。

そこで伺います。まず、今回の学力調査の結果から、本区の子どもたちに不足している点をどのように分析し、課題をどのように捉えているのか。

さらに、今年度末に予定されているタブレット端末と学習ソフトの再調達については、以前から要望してきたスペックや操作性など基本性能を十分考慮し、新しい学びに即した選定を進めていると承知しています。その上で、区立図書館の利用者番号を子どもたちに配付し、電子書籍サービスをすぐに利用できるよう仕組みを整えることも有効であり、調べ学習や探究学習の一層の深化につながります。

この再調達を契機に、ICT教育をどのように推進し、子どもの主体性や探究的な学びへとつなげていくお考えか、教えてください。

そして、学力調査で測られる力と社会で求められる力との乖離を踏まえ、今後、区としてどのような新しい学力を育もうとしているのか、中央教育審議会の議論を注視しつつも、国際バカロレア機構との協定や、交流都市である福山市との連携などを生かし、文京区独自の新しい学力を育む取組を積極的に進めていただきたいと考えますが、御見解を伺います。

六つ目に、国際バカロレア教育について伺います。

七月に開催された文京区×国際バカロレア機構シンポジウムに参加し、IB教育への関心の高まりを実感するとともに、大変有意義な機会となりました。

IB教育の導入は、私が長年提案してきた政策の一つであり、今回のシンポジウムには特別な思いがありました。特に印象に残ったのは、Purpose、Agency、Identityを柱とするメタラーニングの重要性や、日本語の察する文化に根差しつつも、自ら発信

する教育が不可欠であるとの指摘です。

こうした問題意識は、ＡＩの発展や社会の急速な変化と重なり、ＩＢ教育が重視する探究・対話・全人的教育の視点がますます意義を増していることを示しています。

従来の学力調査や認知能力中心の評価では測れなかった、問いを立てる力や自ら考え行動する力こそ、今求められる新しい学力の姿であると感じました。

また、文京区が八月から開始した、ＩＢ認定校以外も対象とする教員研修は、ＩＢＯとしても世界初の試みであり、区の先駆的な取組として高く評価します。

そこで、今回のシンポジウムを通して、教育委員会としては、ＩＢ教育の特徴や強みをどのように再確認し、区の教育にどのように生かしていこうと考えたのか、また、参加者から寄せられた声をどのように受け止めているのか、伺います。

さらに、八月からの研修を受けた教員からは、受講を通じてどのような声が上がっており、どのような成果や課題が見えてきているのか、今後それらを学校教育の現場にどう還元する仕組みを検討しているのか、教えてください。

加えて、小・中学校の教員異動がある中で、この取組を区としてどのように定着させ、持続可能なものとしていくのか、その展望をお聞かせください。

七つ目に、図書館を核とした生涯学習環境と地域連携の推進について伺います。

いよいよ、ＩＣタグの貼付により、区立図書館へのセルフ貸出機の導入が本格化します。その際、カウンター付近のレイアウト変更を行う館もあることですが、単なる動線や利便性の改善にとどまらず、

多様な利用者の視点も踏まえた工夫が必要です。

カウンター周辺は、高齢者や障がい者も含め、多くの方が訪れるため、短時間でも休める椅子を設けるなど、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、誰もが安心して利用できる空間とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、図書館の閲覧席や学習席、さらには、長期休業中に臨時で設けられる学習スペースは、子どもから大人まで、多くの区民にとって欠かせない居場所です。電源付きの学習席の拡充、区民会議室等との連携による学習スペースの確保、オンラインでの事前予約や利用時間帯の工夫など、利便性向上の取組について、これまで要望してまいりました。その進捗状況を伺います。

あわせて、千石駅や飯田橋エリア、シビックセンターでの自動貸出機の設置検討についてもお聞かせください。

さらに、図書館と地域書店との協働は、まち全体の文化創造や教養基盤づくりに資する重要な取組です。既に本郷図書館や根津図書室では、地元書店と連携した本の紹介コーナーやリーフレットの配布、図書館だよりでのお勧め本の紹介などが実施されていますが、こうした事例を全区的に広げていくべきです。

一方、地域書店からは「購入比率を高めてほしい」、「書店員によるお勧め本紹介を拡充してほしい」との要望も寄せられており、図書館利用者を地域書店へとつなぐ仕組みの強化が求められています。

現状では、例えば、指定管理者の一つであるＴＲＣが地元書店グループと連携し、一括発注する例もありますが、更なる改善の余地があるのではないのでしょうか。

本の仕入れに当たり、地域書店からの購入比率を更に高めることについて、また、書店員によるお勧め本紹介や子ども向け選書会などの

協働事業を全館に広げていく方針について、区のお考えをお聞かせください。

カウンター周辺のレイアウト変更に合わせて、書店との連携コーナーを設けたいとする図書館もあると聞いており、そうした取組を是非応援していただきたいと思います。

図書館行政について、もう一言申し上げます。

現在、竹早公園と老朽化やバリアフリーに課題を抱える小石川図書館の一体的整備が検討されていますが、その進展が見えにくい状況です。

かつて、故宮崎文雄元議員は、黒澤明監督の映画「生きる」を引用し、公園行政の在り方を問い掛けられました。行政と議会が力を合わせ、完成した施設が区民に喜ばれるものとなるよう、前向きに議論を重ねていきたいと思っています。

なお、「生きる」は、近年、ノーベル賞作家、カズオ・イシグロ氏の脚本で「LIVING」としてリメイクされ、時代を超えて語り継がれています。

八つ目に、アカデミー推進計画の改定について伺います。

現在、計画改定に向け、実態調査の設計が進められています。障害者アートやインクルーシブスポーツを設間に盛り込んだことは、十一月のデフリンピック開催など、社会的関心の高まりを踏まえたものであり、区民の要望を受け続けてきた今月のArt Brut Bunkyo展もその成果と言えます。これらに、子どもや若者向け調査を実施予定であることも含め、評価いたします。

障がい者アートについては、会派からサブスクリプション等を提案してまいりましたけれども、ふるさと納税の返礼品として、区内企業が取り組む可能性アートプロジェクトの製品を活用するなど、企業連

携の展開も考えられます。

さらに、渋谷区のように、アップサイクル製品と障がい者アートを組み合わせ、複数の社会課題の啓発につなげる例もあります。

文京区でも、関係部局が連携した組織横断的な検討に期待しますが、御見解を伺います。

また、アカデミー推進協議会では、学識経験者から「文化活動の不参加理由を把握し、阻害要因の解消につなげるべき」、「文化芸術施設の認知度と行動の関係を精査できる設問にすべき」との意見が出ています。こうしたアカデミックな知見を調査設計にどう反映するのか、伺います。

さらに、現行計画の点検・評価には、ロジックモデルという用語が使われているものの、計画の体系はツリー構造やアウトカム志向には至らず、プラン・評価シートにも改善の余地があります。せっかく毎年評価を行っているにもかかわらず、指標の一部が五年ごとの実態調査を待たなければ測定できないため、事業改善に直結しにくい項目すらあります。協議会からも、定性評価に偏らず定量的な指標を増やすべきとの指摘がありました。

こうした課題を踏まえ、より検証可能で改善に資する、実効性ある計画へと高めていく方針について伺います。

アカデミー推進計画の見せ方についてもお聞きします。

地球温暖化対策地域推進計画では、未来像をビジュアルで示しており、住宅マスタープランでは、十年後のあるべき姿を図表で示すなど、他計画では視覚的工夫がなされています。

アカデミー推進計画においても、若者や外国人を含む多様な区民に届くよう、インフォグラフィックスや多言語対応を取り入れるべきです。施策の中身だけではなく、どう見せるかという視点も不可欠であ

り、どのように取り組まれるのか伺います。

九つ目に、学校敷地の拡大を含む公有地確保と土地戦略について伺います。

人口増がしばらく続くとの総合戦略の推計を踏まえ、公共サービスの拠点である公有地の確保、特に学校敷地の拡大は喫緊の課題であり、学校隣地の積極的な取得が不可欠であると一貫して訴えてまいりました。

本年、区は、東邦音楽大学文京キャンパスの土地等を取得し、小日向台町小学校改築に当たり、代替校舎として活用する方針です。

さらに、同校の改築に当たっては、北側隣地の取得や茗荷谷研修所の賃借を行い、教育環境と地域の住環境の両立を図ってきました。特に、北側隣地の取得は、接道条件を満たすことで、防災面・運営面の双方において有利となりました。

この小日向台町小学校の北側隣地を取得できた背景とその手法をどう分析しているのか伺います。そして、その経験を他校の用地確保にも活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

一方で、隣地取得に至らなかった学校もあります。近年の地価急騰により交渉が難航しやすく、かといって不動産鑑定額を上回れば住民監査請求のリスクが生じるため、特別区全体に共通する課題となっています。

公共事業に伴う土地建物の収用には譲渡所得五千万円控除の税制優遇がありますが、交渉のインセンティブとしては限定的で、上限額の引上げなど、制度改正を求める声が他区から上がっているとも報じられます。

教育インフラに限らず、福祉拠点の整備の前提となる土地の確保は、都市部における大きな課題の一つです。過去五年間の公有地取得の実

績や取得に至らなかった事例について、どう検証されているのか、区内の不動産や再開発の動きをモニタリングし、組織横断的に判断できる体制をいかに整えてきたのか、伺います。

さらに、今後の地域課題に応じた土地要件をあらかじめ定め、土地戦略として戦略的に確保していくことが重要です。今年四月に新設された用地・施設マネジメント担当を中心に、今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

加えて、金額・交渉スピード・税制優遇など、特別区共通の課題については、一自治体だけで解決できるものではありません。特別区全体で協議や研究のテーマとして取り上げ、制度改正を国に働き掛けるなど、共通の対策を講ずる仕組みを構築してはと考えますが、御見解を伺います。

続いて、避難所運営ガイドライン改訂に向けた課題と優先的取組について伺います。

国の生活環境改善方針や都の新たな避難所運営指針を踏まえ、区も避難所運営ガイドラインの改訂を進めています。中でも、酷暑時の避難所の暑さの対策は命に直結する喫緊の課題であり、冷房整備や稼働体制の早急な対応が求められます。

一方、スファイア基準が求める一人当たり三・五平方メートルの生活空間の確保については、現行の三十三指定避難所では実現が難しく、大規模改修や二次避難所の確保など、関係機関との調節が不可欠とハードルが高く、検討に時間が掛かりそうです。そのため、改訂は令和八年度中を目途とされていますが、このスケジュール感では、区民から速やかとは受け止められません。

課題ごとにスケジュールを切り分け、優先順位を持って取り組むべきと考えますが、区の見解を伺います。

とりわけ前倒しが必要なのが、ペットの同行避難です。これまで訓練での周知や啓発は行われていますが、避難所ごとの受入対応はばらばらで、統一的な基準は未整備のままです。それにもかかわらず、避難所ごとのマニュアルは改訂後に検討と繰り返し、実際の着手が令和九年度以降にずれ込む遅さは深刻です。

一般避難所では分離スペースの確保が基本とされていますが、実際の受入れ可能数やレイアウト、吠え声・アレルギーへの対応などは曖昧なままです。飼い主にとって、連れて避難できるかは避難行動を左右する決定的な要素であり、ケースごとに考えるでは不安を払拭できません。

避難所ごとに、現時点での受入れ可能なペット数を概算でも示し、ペットスペースのレイアウトや分離方法、吠え声やアレルギー対応の方針、避難所マニュアルの策定や持参物資リストも前倒しで周知を進めるべきと考えますが、区の姿勢を伺います。

在宅避難者支援も同様です。区が避難所外避難者という言葉を用いていることから、なお避難所中心の発想が強いことがうかがえます。しかし、実際には、在宅避難を基本とし、避難所は避難が必要な人を守る場とするバランスが必要です。

在宅避難者を見える化して支援する仕組みは急務であり、物資や情報を届ける明確な方針を打ち出すべきです。まずは在宅避難ステーション機能を必ず整備すると表明するだけでも、区民に安心感を与えられるはずです。

ところが、実際には、都の方針を待つとして検討が遅れ、議会からマンションも巻き込んどと提案しても、前向きな回答はありません。

避難所の生活環境改善だけが強調されれば、避難所に行った方が快適と誤解され、逆に避難所の過密化・環境悪化を招きかねません。区

民が安心して在宅避難できるよう誘導を優先しつつ、災害関連死を防ぐための避難所環境改善を両立させる、その順序立てを区はどう考えているのか伺います。

災害協定の実効性についても伺います。

トラック協会とは訓練を通じて実効性を検証していると聞いていますが、協定団体によつて温度差があるのが実情です。災害協定は一度結んで終わりではなく、協力内容が現状に即して維持されているか、定期的に確認する仕組みが必要です。

防災フェスタなど、区民向け行事に協定団体を必ず出展招待し、この団体が災害時に協力してくれると区民に示すことは、協定の見える化と顔の見える関係づくりにつながると考えますが、見解を伺います。

最後に、目の健康と緑内障の早期発見について伺います。
本区では様々な健康施策が行われていますが、目の健康は十分に位置付けられてきたとは言えません。

目の健康は、学習環境の保障、生活習慣病予防、そして介護予防の観点から、極めて重要です。

子どもについては、昨年十一月の私の本会議質問を受け、改めて全校に周知が行われ、十月の目の愛護デー等に重点的に啓発を行う学校も多いと伺っています。

子どもの近視は将来の緑内障リスクを高め、高齢期には転倒や介護につながる可能性もあります。子どもの長い人生を見据え、今後も継続した取組をお願いいたします。

中年期以降では、二十三区中十四区が眼底検査を実施し、うち六区は無料です。眼底検査は、日本人の失明原因の第一位の緑内障の早期発見のみならず、糖尿病の発見にもつながり、フレイル予防にも資するものです。

区民の健康寿命延伸と介護給付費の抑制の観点からも、節目年齢での眼科検診の導入や啓発強化を進めるべきと考えますが、改めて区のお考えを伺います。

令和五年に公表された区民健康ニーズ調査では、そもそも目の健康に関する項目が設けられておらず、実態の把握が十分にできていません。今後の調査設計には目の健康を必ず盛り込み、政策形成に生かしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、三月第二週は世界緑内障週間とされ、全国各地で公共施設等が緑色にライトアップされます。本区でも、シビックセンター等でグリーンライトアップを実施し、区民への啓発を図ってはと考えます。御見解を伺います。

私の妹は認知心理学の研究者ですが、論文に小さな一步でもこの研究で世界の集合知に貢献したいと記しているのを読み、深く心に残りました。

私もまた、一つ一つの議会質問が区民の暮らしを前へ進める、小さくとも確実な一步となることを願っています。

以上で質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 上田議員の御質問にお答えします。

最初に、こどもの権利と安全に関する御質問にお答えします。

まず、一時保護所の夜間帯などにおける支援体制等についてのお尋ねですが、一時保護所においては、昼夜を問わない警備体制を確保し、夜間シフトによる一時保護所職員と夜間対応支援員がチーム体制で口

ーテーションを組み、入所児童に細心の注意を払いながら支援を行っているところです。

また、区内警察署との連絡会を通して、夜間帯における入所対応などについて認識を共有し、安全に児童を保護する体制を強化しております。

次に、一時保護所退所後の児童への支援体制についてのお尋ねですが、一時保護所から家庭への復帰を決定した児童に対しては、職員による継続的なフォローアップを実施し、関係機関とも緊密な連携を図りながら、きめ細やかな支援を進めております。

また、退所後に児童養護施設や里親家庭などへの養育を決定した児童に対しては、児童本人や施設及び里親等の関係者とともに自立支援計画を作成し、児童が施設等を退所した後の、将来の自立に向けた幅広い力を育む支援を丁寧に行ってまいります。

次に、ケアリーバーに対する支援体制についてのお尋ねですが、ケアリーバーに対しては、社会的な自立を促進し、自立後の安定した生活の確保を目指すため、将来に向けた相談や、住まいの経済的な補助等に関する支援を行っているところです。

次に、社会的養護に関する周知啓発についてのお尋ねですが、図書館と連携した啓発コーナーの設置のほか、区内の店舗や東京メトロの駅構内、公衆浴場などへの周知ポスターの掲示、地域の祭りでの啓発グッズの配布など、地域に根差した周知啓発に取り組んでいるところです。

また、九月から十一月の文の京こども月間における各種イベントの機会を捉え、社会的養護や里親制度の一層の周知啓発を図ってまいります。

次に、包括的性教育に関する御質問にお答えします。

まず、学びの機会についてのお尋ねですが、本年六月に実施した包括的性教育講座では、ピア・アクティビストと連携し、子どもから大人まで多くの親子に参加いただき、御好評を頂きました。

今後、教育委員会等と連携しながら、幅広い年代の方に知見を広げる取組を進めてまいります。

次に、（仮称）若者計画における包括的性教育の位置付けについてのお尋ねですが、本計画の基本的な視点の一つとして、若者自身が身体的・精神的・社会的に良好な状態で生活を送ることができる社会の実現を掲げております。

議員御指摘のとおり、全ての若者に対し、包括的性教育の視点を取り入れた施策の展開は重要であると認識しており、今後も、関係機関との連携を進め、事業の充実を図ってまいります。

次に、居住支援についての御質問にお答えします。

すまいる住宅登録事業は、住宅オーナーの不安軽減を図るとともに、住宅確保要配慮者の住み替えに当たり、安心して暮らせる環境の整備を支援しております。

そのため、住み替えが伴わない方を本事業の対象とすることは困難と考えておりますが、議員御提案のとおり、高齢者見守りＩＯＴ事業等の普及啓発を進めてまいります。

なお、都が実施する東京ささエール住宅は多様な支援策が用意されている一方、住宅用途や家賃設定、補助期間の限定等の制約もあることから、本区の地域事情を考慮しつつ、活用可能な部分について、参考にまいります。

法の施行を踏まえ、今後も、居住支援協議会を通じて、不動産関係団体、居住支援団体及び区が連携するとともに、耐震改修促進事業等の住宅施策との連携を図り、住宅ストックを有効活用することで、誰

もが住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域社会の実現に努めてまいります。

次に、高齢者等実態調査に関する御質問にお答えします。

まず、調査項目についてのお尋ねですが、本調査は、高齢者等の実情等を把握し、次期高齢者・介護保険事業計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的として、三年ごとに実施しております。

区独自の調査項目については、前回調査の状況等を踏まえ、現在の実情等をより把握できるよう、検討を進めてまいりました。

新規項目では、在宅で自分らしく生きるために大切なＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）に対する認知度や普及についての状況等を把握するとともに、次期計画に認知症施策推進計画を包含することから、国において示された認知症施策推進基本計画を踏まえ、認知症に関するイメージや、認知症当事者や家族に必要な支援内容を把握するため追加しております。

次に、調査結果の分析や活用についてのお尋ねですが、調査結果の分析に当たっては、設問ごとの集計と、年齢や圏域、家族構成別にデータを整理するなど、「文の京」総合戦略における主要課題の解決も見据えて、今後の施策検討の基礎資料としてまいります。

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向け、新しい認知症観やＡＣＰなどの浸透度等を確認し、更に効果的な普及促進に取り組み、地域包括ケアシステムのより一層の充実に向けて、本調査結果を活用してまいります。

次に、アカデミー推進計画の改定に関する御質問にお答えします。

まず、障害者アートの活用についてのお尋ねですが、令和五年度より、庁内関連部署及び社会福祉協議会で構成される連絡会を開催しており、障害者による文化芸術活動に関連した取組状況を共有しながら、

様々な事業に取り組んでいるところです。

今後、進捗状況や課題を共有し、他自治体の取組事例など、効果的な事業の在り方について研究してまいります。

次に、計画の改定に向けた取組についてのお尋ねですが、本計画は、本年度の実態調査を踏まえ、来年度に改定を行ってまいります。

実態調査の設問内容については、アカデミー推進協議会等で寄せられた、学識経験者や区民委員等の意見を反映いたしました。

また、現行計画のブラッシュアップや定量的な指標等については、実態調査の結果を踏まえ、アカデミー推進協議会等で協議し、実効性のある計画に改定してまいります。

次に、計画の見せ方についてのお尋ねですが、本計画は、基本理念で区内まるごとキャンパスと示すとおり、年齢や国籍等を問わず、全ての区民を対象としています。

実態調査についても、今回から若年層も対象としており、これらの意見を計画に反映させるとともに、情報やデータについて、イラストや図などを活用して視覚効果を向上させるなど、誰もが分かりやすい計画となるよう工夫してまいります。

次に、公有地の確保と土地戦略に関する御質問にお答えします。

まず、公共用地の取得実績等についてのお尋ねですが、過去五年間においては、保育園の園庭を拡張するための用地や小・中学校の改築等に活用するための用地を取得してまいりましたが、交渉の過程において、土地所有者の意向等により、取得に至らなかった事例もあります。

一方で、取得には至らなかったものの、定期借地権の設定により、施設整備に向けて有効に活用した事例もあったことから、公共用地の取得等に当たっては、所有者の意向を踏まえた丁寧な協議を行うこと

が重要であると捉えております。

引き続き、行政需要等を十分に踏まえ、用地取得の必要性を見極めた上で、必要な土地を確保できるよう取り組んでまいります。

次に、区内の不動産の動向把握等についてのお尋ねですが、区では、公有地の拡大の推進に関する法律等に基づく届出や、国や民間の開発事業者を含む土地所有者等との情報交換を踏まえ、区内の土地について、動向を注視し、情報収集に努めているところです。

また、限られた資産を行政需要に照らして有効に活用するため、用地活用の方角性の検討に当たっては、全庁的に情報共有を行った上で、関係部署で協議する等、組織横断的に取り組んでおります。

今後とも、庁内で緊密に連携しながら、用地施策の推進に取り組んでまいります。

次に、戦略的な用地の確保についてのお尋ねですが、用地施策の推進に当たっては、喫緊の課題を解決するための活用のほか、行政需要の変化も捉えながら、戦略的に取り組むことが重要であると認識しております。

そのため、本年度、用地・施設マネジメント担当課長のポストを設置し、各部における行政課題の一層の把握に努め、土地の活用方策の検討に当たっております。

また、来年度からの稼働に向け、本年度導入に着手している公共施設マネジメントシステムにより、施設の基礎情報や利用状況等を一元管理する仕組みを構築してまいります。

今後は、本システムを活用し、各施設の運営状況等も踏まえ、整備時期を具体化する検討を進めており、公共施設整備に係る土地活用について、中・長期的な視点で取り組むことが可能となると考えております。

今後とも、限られた資源を効率的・効果的に活用していくため、行政需要を的確に把握し、計画的な用地確保に努めてまいります。

次に、用地取得等に係る課題についてのお尋ねですが、現在、用地取得に当たっては、不動産取引における適正価格を担保するため、不動産鑑定結果を基に、一定の行政手続を経た上で価格を決定し、地権者との交渉に臨んでおります。

不動産取引に当たっては、価格のほか、取得に至るまでのスピード等が重要であると考えております。また、都市部において行政需要に基づく用地取得を着実に行うためには、特別区の共通課題として検討すべき事項であると考えておりました。

そこで、本区より、特別区長会調査研究機構に対し、特別区における公共用地の着実な取得に向けた手法等に関する調査研究を提案し、来年度の研究テーマとして採択されたところです。

今後は、本調査研究を軸に、他区等とも緊密に連携しながら、土地取得における課題等について研究してまいります。

次に、避難所運営ガイドラインに関する御質問にお答えします。

まず、スケジュールについてのお尋ねですが、区では、改訂に当たり、都の避難所運営指針に示された課題の中でも、生活空間の確保が最も影響が大きい重要な課題と捉え、まずは、各避難所における避難スペースの再確認を行っております。

また、その他の課題についても、都の避難所運営指針と現行のガイドラインに示している避難所の機能等を比較し、大きな影響が見込まれる事案から優先的に検討を行ってまいります。

次に、ペットの避難についてのお尋ねですが、区では、災害時における避難所へのペットの同行避難を想定し、ホームページ等で周知するとともに、避難所での生活も想定した日頃からのしつけについて、

啓発に取り組んでおります。

避難所におけるペットの受入可能数については、各避難所で受入環境が異なることや、多様なペットの状況に即した環境整備が必要であること等、様々な課題があるため、具体的な数をお示しすることは困難ですが、議員御指摘のとおり、区民がペットの同行避難について理解を深め、より具体的なイメージが持てるよう、ホームページの充実や避難所開設キットへの反映等に努めてまいります。

今後、避難所運営ガイドラインの改訂を検討する中で、ペットスペースの確保や避難者の居住スペースとのすみ分けなど、ペット同行避難の課題や対応について整理するとともに、引き続き、人とペットの災害対策について、区民に対し、丁寧な周知に努めてまいります。

次に、在宅避難者支援についてのお尋ねですが、区の地域防災計画では、避難者受付カードにより、在宅避難者を含む避難所外避難者の物資の配給要望を把握し、避難所を拠点として提供することとしております。

一方、マンションも含め在宅避難を推進する中で、情報収集や支援の在り方について、より実効性の高い仕組みを検討する必要があるものと認識しております。

在宅避難の継続的な周知啓発と並行して、避難者全体の支援拠点ともなる避難所環境の在り方についても検討する必要があるため、今後、都の検討結果を踏まえ、避難所運営ガイドラインに反映してまいります。

次に、災害協定の実効性についてのお尋ねですが、これまで、応急対応力強化のため、協定締結団体とは定期的に協定内容の確認や修正を行っております。

また、機会を捉えて、防災フェスタなど区民向け行事への出展も依

頼しており、本年度は、キッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定締結を踏まえ、関係団体に対して、防災フェスタへの出展に向けた調整を行っているところです。

今後とも、災害時の実効性を強化するため、各種イベントを周知するとともに、出展の意向を確認し、協定締結団体との顔の見える関係づくりに努めてまいります。

最後に、目の健康に関する御質問にお答えします。

まず、節目年齢での眼科検診等についてのお尋ねですが、中高年以降の失明の主な原因である緑内障や、糖尿病性網膜症等を早期に発見し、治療に結び付けることは、区民の健康にとって重要であり、これらの疾病の出現率が高まる節目年齢での眼科検診の実施について、先行区の調査や医師会との意見交換を行い、検討を進めております。

また、現在、区ホームページには、加齢による目の機能低下であるアイフレイルについての説明や、セルフチェックができるサイトへのリンクを掲載しておりますが、今後、更に目の健康についての周知啓発を充実してまいります。

次に、調査の項目についてのお尋ねですが、区民の目の健康についての意識や要望等を把握して施策に生かしていくことは重要であると認識しており、次回の健康に関するニーズ調査において検討してまいります。

次に、緑内障の周知啓発についてのお尋ねですが、シビックセンター等へのライトアップによる啓発を実施する考えはございませんが、今後、世界緑内障週間について、区ホームページに掲載するなど、緑内障についての周知啓発に努めてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、包括的性教育についてのお尋ねですが、包括的性教育については、各学校の状況により、児童・生徒の発達段階に応じた副教材の活用や、助産師等を講師とする授業等を通して、子どもたちが人権・ジェンダーや多様性への理解等、様々な視点を学べるものと認識しております。

教育委員会としては、包括的性教育について広く情報提供していくとともに、学習指導要領に基づき、学校や児童・生徒の実態に応じて、性に関する基礎的・基本的な知識を得るための指導ができるよう、保護者・地域の御理解を得ながら、関係機関等とも連携してまいります。次に、学力についてのお尋ねですが、本区の児童・生徒の課題は、学習を通して身に付けた知識を結び付けて活用する力であると認識しております。

全国及び東京都を上回る知識の定着は確認できますが、記述式では正答率が下がる現況に鑑み、知識を表現活動につなげられるよう、学校の教育活動の充実を図ってまいります。

次に、ICT教育の推進についてのお尋ねですが、ICT支援員による校内研修や児童・生徒へのサポート、NEXT GIGA推進委員会での教員研修を通じて、効果的な実践事例の共有を行っております。

教員の指導力、児童・生徒の情報活用能力を総合的に引き上げているように支援をしてまいります。

なお、現在策定を進めている次期子ども読書活動推進計画・素案において、児童・生徒の電子書籍サービスの活用に向けた取組について

お示ししており、今後、図書館の電子書籍の活用について検討してまいります。

次に、新しい学力の育成についてのお尋ねですが、探究的な学習を展開するためには、児童・生徒が主体的で協働的な学習に取り組むことが重要であると考えております。

今年度より展開している世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトは、探究的な学びに資するものと認識しております。

本プロジェクトにおける研修を着実に実施するとともに、他自治体の事例も研究しながら、教員の資質・能力の更なる向上に努めてまいります。

次に、国際バカロレア機構との連携についての御質問にお答えいたします。

まず、今回のシンポジウムについてのお尋ねですが、シンポジウムの開催を通じて、国際バカロレア教育が、子どもたち自身が問いを立て、解決へ導く探究学習や、教科横断的な学びの視点を重視していることを再確認することができました。これらを日々の授業に生かすことで、子どもたちの主体的・対話的で深い学びを一層充実させることができると考えております。

また、シンポジウムに参加いただいた皆様からは、新しい教育への期待や区の先進的な取組への評価など、国際バカロレア機構と連携した教育が行われることについて、肯定的な意見を多数頂いており、区民が高い関心を持っていると認識しております。

次に、教員研修についてのお尋ねですが、研修に参加した教員からは、「探究学習への理解が深まった」、「二学期からの実践への意欲が高まった」などの意見がありました。

一方、子どもたちの発達段階に応じた指導の工夫や、学校全体で取

り組むことの難しさなど、課題についての意見もありました。これらの教員の声については、国際バカロレア機構に共有し、今後の研修に生かしてまいります。

次に、国際バカロレア教育の取組の定着についてのお尋ねですが、研修を終えた教員がそれぞれの学校で実践を進め、OJTや伝達研修等で学校全体に展開していくことで、本研修内容が各校へ定着するよう努めてまいります。

次に、図書館へのセルフ貸出機導入に伴う空間整備についてのお尋ねですが、今回のレイアウト変更においては、セルフ貸出機、セルフ返却機及びセルフ予約棚を新たに設置するため、カウンター付近のレイアウト変更によって生じる余剰スペースは限定的なものと想定しております。

議員御指摘のユニバーサルデザインの視点は重要であると考えており、今後の施設整備においても、施設の規模や資料数等に応じた、快適で利用しやすい空間づくりに努めてまいります。

次に、図書館の学習席、学習スペースなど、利便性向上についてのお尋ねですが、昨年度末に、真砂中央図書館及び水道端図書館において、座席及び電源を増設するとともに、真砂中央図書館を含む五つの図書館では、図書館資料の利用を伴わない学習にも御使用いただけるよう、座席の利用要件を緩和いたしました。

また、一部の図書館において、会議室等を活用した学習スペースの提供を行うとともに、地域活動センター六か所及び元町ウエルネスパーク内地域交流スペースにおいても学習スペースを設置しております。今後とも、改修等の機会を捉え、座席の拡充を図るとともに、座席予約システムの導入についても検討してまいります。

次に、図書館以外での図書の貸出機の設置についてのお尋ねですが、

先行して実施している自治体に対して聞き取りを行ったところであり、その効果や課題等について整理し、検討してまいります。

次に、地域の書店と図書館との連携についてのお尋ねですが、国がまとめた書店活性化プランにおいては、活字文化の振興に向けて、文字・活字文化の発信拠点・担い手である書店や出版社、図書館等の関係機関が協働することや、地域に根差した読書環境の醸成や将来の読者の育成が書店振興につながることを示されており、書店と図書館との連携は重要なものと認識しております。

地域の書店においても、顧客確保に向けた先進的な取組を進めているため、まずは、連携を進める上での課題等について、書店との意見交換を行ってまいります。

あわせて、国においても連携の事例集が示されていることから、今後、他自治体の取組も参考に、本区における書店との連携について研究してまいります。

また、地域の書店からの図書館資料の購入については、現在は速報性の点から雑誌を中心としておりますが、同プランの趣旨に鑑み、検討してまいります。

最後に、小日向台町小学校北側隣地の取得についてのお尋ねですが、区では、これまでも、学校敷地として活用の可能性がある土地等についての情報収集を行い、活用可能と判断できる土地等については、地権者との交渉を行ってまいりました。

当該土地については、学校改築について地域に周知していく中で情報提供があり、地権者と売買に向けた協議を重ね、現在、取得の手続を進めているところです。

学校に隣接する土地については、引き続き、土地の取得に限らず、定期借地制度を活用した借入れや、民間の土地建物の活用等も含め、

様々な観点から活用について検討してまいります。

〔上田ゆきこ議員「議長、二十六番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 二十六番上田ゆきこ議員。

○上田ゆきこ議員 自席よりの発言をお許しください。

区長、教育長、御答弁ありがとうございます。

今回は我ながらいい指摘をさせていただいたと自負しておりますので、できればもう一步踏み込んでいただきたいという思いもあるのですが、丁寧な御答弁を頂いて、いい方向へと一歩進んだと受け止めております。

今後は、同僚議員とともに委員会等で議論を深めてまいります。ありがとうございます。

○議長（市村やすとし） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、九月十日午後二時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時二分散会